



北海道行政書士会札幌支部 60 周年記念誌

令和3年

北海道行政書士会札幌支部

60周年記念誌発刊にあたり

行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とした「行政書士法」は昭和26年（1951年）2月22日に成立しました。その後、昭和35年（1960年）9月に札幌支部は創立され、この度60周年を迎えることができました。

創立総会時には44名だった会員が令和2年末には1,000名を超え、日本でも有数の規模となる支部となっております。このような札幌支部の発展は、市民の皆様の行政書士制度へのご理解、各関係機関様のご支援・ご指導、そして何よりも諸先輩の誠実な業務の積み重ねによるものと感謝申し上げます。

支部ではこの60周年を記念すべく、令和2年3月に「支部60周年記念事業ワーキンググループ」発足させ、「記念講演会」、「記念品」、「記念誌」と3部門に担当を分け、準備をして参りました。

本記念誌編集にあたり、札幌支部内の市町村長様より、各市町村の現況や行政書士との関りについてお言葉を頂戴しました。また歴代支部長様よりは当時の回想や現行支部への提言、「業務の変遷」では、関りの深い行政書士業務に係る法令の変遷、その時々々の社会情勢や行政書士としての対応について等、貴重な資料となる寄稿を頂戴しています。「会員の声」では、本来でしたら沢山の会員の皆様よりご意見等を頂戴すべきところを、紙面の都合もありテーマを縛りましたことをお詫び申し上げます。巻末には60年の「沿革」がございます。「街の身近な法律家」である私共が世相を反映し、また「市井の声」をくみ取り、業務に携わってきたことがご理解いただけるかと存じます。

本記念誌制作にご協力・ご支援をいただきました、各関係機関の皆様、諸先輩並びに会員の皆様に改めて深く感謝申し上げます。

皆様、どうぞ本誌を手にとってご一読いただき、60周年と一緒に祝って頂けましたら幸甚でございます。

札幌支部60周年記念事業ワーキンググループ

記念誌班班長 越智 敦子

目 次

挨拶	1
祝辞	3
業務の変遷	11
アルバム	31
会員の声 ～ 2020 ver.～	35
昭和～令和.....	43
編集後記	51



札幌支部会員の皆様、日頃の支部事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

心より感謝申し上げます。

この度、札幌支部は設立60周年を迎えました。節目の年にあたりその記念事業の一つとして記念誌を発行することになりました。ここに皆様へ60周年を迎えるご挨拶を申し上げることを大変光栄に感じております。是非皆様には記念誌巻末の札幌支部60年の歩みをご覧くださいと思います。昭和35年に会員数全道230名札幌支部44名で誕生し、

現在では全道1,900名札幌支部1,030名までに発展した経緯が当時の社会情勢と並列して載っております。支部の動きの欄には、歴代支部長方々の支部発展のためなされた事業が代々受け継がれ、現在の支部事業運営の基礎となっていることが分かります。歴代支部長方々へ事業に対する熱意に尊敬と感謝を深く申し上げます。

さて、昨年1月中旬から続く新型コロナウイルスの影響により、令和2年度支部定時総会は書面総会をもって開催するという極めて異例の事態となりました。執行部の力を一つに初めての書面総会を乗り切りました。しかしながらコロナ禍、各部の事業計画は大きく影響を受け、支部会員との親睦会、三支部合同研修会、新春セミナー、新年交礼会、研修会一部等が大きく制約を受け開催出来ない事態となりました。一刻も早いコロナ終息を願い、支部事業完全再開を切望するばかりです。

一方で令和2年度は支部にとって大きな出来事が二つありました。一つは支部会員数が1,000名を超えたことです。札幌支部で開業する理由は、人口200万人の道都、行政・経済金融・産業・教育・医療等の業務に関わる大きな機関の存在等、立地の良さがありましょ。また最近の支部新入会員は他士業との兼業行政書士が多くみられます。他士業の方々からは行政書士の看板業務である許認可、申請取次等が魅力的に見えるようです。今後もこの傾向は続くと思われます。これは専業行政書士から見ると他士業の情報を得やすい環境であり、それを上手に活かしていただきたいと思います。もう一つは歴代支部長皆様の方針であった支部事業費1年分積立ての完了です。過去に支部事業費が不足する事態に陥り支部事業執行に支障をきたした教訓から、万が一の場合に備え支部事業費1年分を財政調整積立金として備えるという事でした。今年度それが完了したことは、会員皆様のご理解ご協力と歴代執行部の健全財務の成果です。今後も健全財務に心掛けるとともに、支部の魅力である柔軟な探求性を発揮し、会員皆様に喜ばれる新規事業にチャレンジしていきたいと考えております。

今年6月4日に行政書士法の一部を改正する法律が施行されます。行政書士業務の安定性、国民に質の高いサービスの提供を確保する観点から以下3点が改正されます。① 法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記 ② 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容 ③ 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設 この60周年を境にして新しい時代がスタートする空気を感じます。①では特定行政書士の活躍、成年後見制度利用促進のため専門職後見人として活躍等 ②では社会的信用の向上、将来設計の一助 ③では自立ある規律組織の認識、違反行為の未然防止等に反映されるものと思います。この3点の改正を会員皆様に十分ご理解され日常業務に活かされますことを願っております。行政書士制度周知は支部広報活動と合わせて、会員皆様の日常業務における地域企業・住民への丁寧誠実な業務提供の成果がたいへん大きいものと信じております。

さて、これからの社会に目を向ければ、デジタル庁の創設、脱ハンコ、行政手続きのオンライン化が進められ、押印を残したいものは、申請1万件以上の中僅か4%程度とされています。このような急速なデジタル化社会到来に国民が取り残されないように行政書士はしっかり新しい社会の仕組みを研鑽し国民を支えなければなりません。

支部設立61年目は、コロナ禍、デジタル社会到来からスタートです。

会員皆様には一層のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、ご多忙の中この記念誌にご寄稿いただきました諸先輩方々へ厚く御礼申し上げ、会員皆様の更なるご発展をご祈念申し上げます。

祝 辞

札幌市長 秋元 克広

江別市長 三好 昇

千歳市長 山口幸太郎

恵庭市長 原田 裕

北広島市長 上野 正三

石狩市長 加藤 龍幸

当別町長 宮司 正毅

新篠津村長 石塚 隆

第5代支部長 後平 邦彰

第6代支部長 佐藤 良雄

第10代支部長 板垣 俊夫

第11代支部長 篠原 賢吾

第12代支部長 宮元 仁

第13代支部長 荒木 徹

北海道行政書士会札幌支部60周年を祝して

札幌市長 秋元 克広



北海道行政書士会札幌支部が創立60周年を迎えられることを、心からお慶び申し上げます。

皆様におかれましては、日頃より、無料相談会や各種セミナーの実施、行政手続に関する助言などを通じ、住民の身近な相談先として豊かな暮らしの実現を支援いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

さて、皆様の支部が発足されてからの60年間、札幌のまちは急速に成長し、2022年には市制施行100周年という大きな節目を迎える、近代的な大都市に発展しました。そして、2019年には、貴支部の皆様も事務所を構えておられる恵庭市、江別市、石狩市、千歳市、北広島市、当別町、新篠津村を含む関係11市町村と「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成し、活力ある地域経済の維持と魅力あるまちづくりを進めていくことを目指しているところです。

しかしながら、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本全体の経済・社会はもとより、私たちの身近な生活そのものが大きな変化の最中にあります。住民や事業者の皆様が日常生活の中で抱える不安や困りごと、より多様なものとなってきております。

こうした中、行政手続の専門家として、法律の面から生活を支援していただける行政書士の皆様の存在は、ますます心強いものとなります。私たち行政に携わる者といえども、再び誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、感染予防対策の拡充に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか皆様には引き続き、住民と行政をつなぐ架け橋として、住みよい地域づくりへのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

北海道行政書士会札幌支部会員の皆様が、今後も豊かな経験と優れた手腕を存分に発揮され、住民の身近な法律家としてますます活躍されますことをご期待申し上げます。そして、貴支部の限りないご発展を心からお祈り申し上げ、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

北海道行政書士会札幌支部60周年を祝して

江別市長 三好 昇



北海道行政書士会札幌支部が60周年を迎えられることを心からお祝い申し上げます。

貴支部は、行政書士法に定められている行政に関する手続きの円滑な実施及び管轄区域内の住民の利便に資するため、権利義務等に関する書類作成や提出代行、無料相談会の実施など、行政と住民の架け橋となり、地域生活を幅広く支援されております。

1960年の創立時、44名の支部会員からスタートされ、現在では北海道最大となる1,000名規模の会員数を誇り、住民向けや会員向けのセミナー、支部交流会などを積極的に行われております。

今日までの60年の歩みは、多くの課題に向き合い、会員相互の交流・親睦を深めながら、地域に根差した活動に取り組まれてこられた努力の賜物であり、歴代の支部長並びに会員の皆様には、心から敬意を表する次第でございます。

近年、少子高齢化等の急速な進展により、相続や成年後見の手続きなど、複雑多様化し、新しい法律が施行されるたびに、その法律に関する各種行政手続きが発生することから、手続きの円滑化に向けて、皆様が有する高度で専門的な知識が必要となってまいります。

また、令和2年2月から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活支援や事業者、行政に対する支援など、行政書士の皆様の役割は、ますます重要となっておりますことから、引き続き、頼れる身近な「街の法律家」として、当市のまちづくりにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当市におきましても、第6次江別市総合計画の着実な推進により、令和元年に15年ぶりの人口増加に転じ、現在も増加傾向が続いていることから、今後さらに、将来都市像「みんなでつくる未来のまち えべつ」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

結びになりますが、北海道行政書士会札幌支部のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げ、お祝いのことばといたします。

創立 60 周年を祝して

千歳市長 山口 幸太郎



このたび、北海道行政書士会札幌支部が、記念すべき創立 60 周年の節目を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

貴支部の皆様におかれましては、日頃から、「一番身近な街の法律家」として、許認可の申請や相続・遺言の手続、契約書の作成、各種の相談業務など、市民生活を幅広く支えてくださっていることに対して深く感謝を申し上げます。

また、多様化する社会のニーズに対応するため、日々、自己研鑽に励むとともに、各種セミナーや無料相談会の開催など、社会貢献活動に積極的に取り組んでおられますことに心から敬意を表する次第であります。

近年、社会生活の複雑・高度化により、行政書士の業務につきましては、従来の書類作成業務に留まらず、より高い専門性が必要とされるコンサルティングを含む許認可手続業務へ変わりつつあるとされており、この高度情報通信社会における行政手続の専門家として、今後もその役割の重要性はますます高まっていくものと認識しております。

さて、本市におきましては、令和 3 年度から、今後の 10 年におけるまちづくりの基本方針を示した「千歳市第 7 期総合計画」が新たにスタートいたします。

その将来都市像を「人をつなぐ 世界をつなぐ 空のまち ちとせ」と定め、まちの誇りの一つである新千歳空港とともに、人口増加が続く活力あふれるまちづくりを進めることとしておりますので、皆様におかれましては、引き続き、本市のまちづくりへのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、北海道行政書士会札幌支部がこのたびの節目を契機として、今後ますますご発展されますとともに、会員皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

北海道行政書士会札幌支部 60 周年を祝して

恵庭市長 原田 裕



このたびは、北海道行政書士会札幌支部が創立 60 周年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。

また、北海道行政書士会の皆様におかれましては、日頃から、行政手続の円滑な実施はもとより、市政各般にわたりましてご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言による外出自粛や全国一斉休校など、これまでに経験したことがない国難に見舞われております。当市の感染状況も、夏ごろに一旦落ち着いたものの秋口から再び新規感染者が増加し、予断を許さない状態が続いております。

このような状況において、行政書士会では無料電話相談窓口を設置され、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小零細企業及び個人事業者等に対して、実情に添ったきめ細やかな支援を行っていただいております。大変心強く感じるとともに、深く敬意を表する次第でございます。

当市は、令和 2 年 11 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えました。また、同年 11 月 11 日には道と川の駅「花ロードえにわ」に隣接して、花観光や花関係団体の活動の拠点となる花の拠点「はなふる」が完成し、令和 4 年度にはこの場所をメイン会場とする全国都市緑化北海道フェアの開催を計画しております。花やガーデニングのまちのイメージや食などの地域資源などを活かした住みやすく暮らしやすいガーデンシティを目指しております。

市民と共に住みやすいまちづくりを行うなかで、市民と行政の橋渡しを担う行政書士の皆様に寄せられる期待は一段と高まっており、「行政手続のスペシャリスト」として、なお一層のお力を発揮されますようご期待申し上げます。

結びとしまして、北海道行政書士会札幌支部のさらなるご発展と、会員の皆様の今後ますますのご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げ、簡単ではございますがお祝いの言葉とさせていただきます。

北海道行政書士会札幌支部60周年によせて

北広島市長 上野 正三



このたびは、北海道行政書士会札幌支部が60周年の節目の年を迎えられ、これまでの活動を記念誌として発刊されますことを心よりお慶び申し上げます。

行政書士の業務は、相続や法人の設立、建設業関係などの各種相談や申請のみならず、売買契約やビザ・パスポートの手続き、企業の経営支援など多岐にわたっており、その数は数千種類に及ぶと聞いております。高齢化が急激に進むなど社会情勢が変化し手続きが複雑化する中で、行政手続の専門家として行政書士の活躍の場はますます広がっていくものと思われまふ。

北海道行政書士会札幌支部の皆様は、無料相談会などの社会貢献活動を実施し、市民にとって一番身近な法律家として活動されており、各種研修などを通じて日々能力の向上に努められていることに対しまして、深く敬意を表します。また、日頃より市政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、北海道日本ハムファイターズの新球場「エスコンフィールド HOKKAIDO」の建設が、きたひろしま総合運動公園予定地において進められています。2023年の春には新たな北海道のシンボルとして、世界がまだ見ぬボールパーク「北海道ボールパークFビレッジ」が誕生いたします。

このボールパークは、市民の皆様をはじめ北海道民に夢と希望等を与えてくれ、北広島市、そして北海道の発展に大きく貢献してくれるものと確信しております。今後につきましても、ボールパークからもたらされる価値と機会を多くの方に感じていただけるよう、関係機関と一層連携しながら実現に向けて取り組んでまいります。皆様方におかれましても、引き続き変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道行政書士会札幌支部の今後ますますのご発展と、関係各位のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

札幌支部六十周年を祝して

石狩市長 加藤 龍幸



北海道行政書士会札幌支部が創立六十周年を迎えられたことを、心よりお慶び申し上げます。また、貴支部の会員数が1000人を超えるなど、会員の皆様方の熱意とともにその組織力の高さに敬服いたします。

行政書士の業務には、交通事故、相続、法人の設立等の各種相談や申請のほか、市民生活全般の権利に関するものまで、数千種類にも及ぶ業務があると聞き及んでおります。また、今日では、複雑かつ多様な許認可手続きの業務も増え、高度情報通信社会における行政手続の専門家として大きな期待が寄せられているところであります。市民の生活上の権利や利益を守るため、正確かつ迅速に手続を進める行政書士制度の重要性は、今後も変わるものではないと考えております。

多岐にわたる行政書士業務で多忙を極める中、頼れる街の身近な法律家として、事務所経営に役立つ情報等を紹介した「札幌支部だより」の発行のほか、無料相談会や一般の方を対象にしたセミナーの開催などの社会貢献活動を実施されるなど、多大なご貢献をいただいておりますことは誠に心強く、会員の皆様方のご尽力に深く敬意を表するものであります。

急速に進む少子高齢化や人口減少、そしてグローバル化、さらに厳しくなる都市間競争のほか、出口がいまだ見えない新型コロナウイルス感染症拡大の脅威にさらされる中ではありますが、本市においては今後も引き続き「元氣な産業都市、豊かな生活都市」を目指して、積極的に市民参加のまちづくりを推進してまいりますので、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

北海道行政書士会札幌支部60周年によせて

当別町長 宮司 正毅



北海道行政書士会札幌支部が60周年の節目を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

行政書士の皆様には当別町内においても、法人の設立手続きや各種相談、製造・輸入販売業等の許可申請の手続きのほか、遺言書作成の支援や相続に関する書類の作成、交通事故に関する手続きや自動車登録の申請といった住民の生活に関わるものまで、幅広い分野に及びご活躍いただいております。

近年では、複雑かつ多様な許認可手続きの業務も増加してきており、住民の権利や利益を守るため、行政手続きの専門家として大きく期待される行政書士の必要性は極めて高く、今後も変わるものではないと存じます。

貴支部におかれましては、住民を対象としたセミナーや無料相談会等、住民と行政との橋渡し役を積極的に担っていただいております、深く感謝申し上げます。

また、本町におきましては、町民の日頃の悩みや困りごとの相談を受ける「一日合同相談所」を平成20年度より開設し、町民の高い評価を得ていますが、これも本町の行政書士の方々のご指導の賜物でありますし、町の重要な審議会や委員会の委員に就任いただき、町行政の一翼も担っていただいております、重ね重ね感謝申し上げます次第です。

このように日頃から町政全般にわたり、ご支援とご協力をいただいております、このコロナ禍においても引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道行政書士会札幌支部の益々の発展を心より祈念申し上げまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

北海道行政書士会札幌支部60周年によせて

新篠津村長 石塚 隆



このたびは、北海道行政書士会札幌支部が60周年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。

行政書士の業務には、官公署に提出するもの、権利義務に関するもの、事実証明に関するものやその他特定業務に関するものまで1万種類にも及ぶ業務があると聞いております。また、今日では、複雑かつ多様な許認可手続きの業務も増え、高度情報通信社会における行政手続きの専門家として大きく期待されているところであります。こういった業務を通じて、住民の生活上の権利や利益が守られるとともに、効率的な事務処理が確保されることから、行政書士制度の必要性は極めて高いものがあり、今後も変わるものではないと考えております。

そのように重要で多岐にわたる行政書士業務で多忙を極める中、頼れる街の身近な法律家として、多大な御貢献をいただいておりますことは誠に心強く、北海道行政書士会札幌支部会員の皆様方の御尽力に深く敬意を表する次第です。本村においても、悩みを抱えて訪れる住民の問題を解決していただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

常日頃より、村政各般にわたり皆様方の御支援をいただいているところではございますが、少子高齢化や人口減少等の中で、今後も引き続き、「豊かな田園に囲まれた 笑顔あふれるまち 新しのつ」の実現を目指して、積極的にまちづくりを取り組んでまいりますので、新篠津村のさらなる発展と村民のさらなる幸せの実現のため、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、北海道行政書士会札幌支部の益々の御発展を心より祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。



札幌支部創立 60 周年をお祝いいたします。

支部設立にご尽力いただきました諸先輩に心から敬意を表します。

設立に努力されました、森口・藤山・葛西氏をはじめ各役員は設立後の運営に会費の少ない中、自宅事務所を提供しボランティアで支部運営に努力されました。

その後行政書士業務の中から社労士会が労務業務として独立設立し当会の職益を失いました。業務確保の為各役員は、日本行政書士会連合会・北海道行政書士会と連携を取り、各関連役所等出先に出向き説明をして理解を受ける努力をしまりました。車庫証明・自動車登録・運送業届出等も自販連等と競合し現在に至っております。

札幌支部は他支部に比べ会員も多く業務研修を行っていましたが、同時に会員がそれぞれ集まりグループで自己研さんを積むようになり業務向上に役立つようになりました。

私も支部長をお受けして、元支部長佐々木氏、前支部長伊藤氏と共に支部運営をさせていただきました。その頃の支部事務所は支部長が変わるごとに事務所を転々としていました。まだ、支部会費を集めても独立した支部を常設できませんでした。役員会議をするために北海道会の会議室を借りたり、土地家屋調査士会の貸会議室を借りて打ち合わせをしておりました。

その頃の役員伊藤さんに北一条ビルを無償でお借りいたしました。そして秋山淑江氏を職員として迎えました。それにより会員の事務処理が進み喜ばれた思いがありました。

当時の役員佐藤氏・佐々木氏・倉氏をはじめ、各役員にお礼を申し上げます。

これまで札幌支部を支えてくれました各役員の方々にお礼を申し上げるとともに、これからの役員の皆様にご期待申し上げます。



1973 年、私がまだ大学 3 年生の時に行政書士会に入会し、実質 1977 年に開業しているので 45 年以上の永きに渡り、士業の仕事に携わってきたことになります。そして、1987 年 34 歳から 2 期 4 年札幌支部長と、1997 年 44 歳から 2 期 4 年北海道行政書士会会長として業界の発展と資格者の成長の為に働かせてもらうことができました。当時私は、会の重要な仕事として会員のマネジメントとマーケティング能力の向上を掲げましたが、時代を先取りし過ぎていたのかもしれません。当時も今も、士業の資格は生活を担保するわけでもなく、自分の未来を安泰にしてくれるわけでもありません。資格を持っても所詮は自分の努力次第です。しかし士業で成功するためには人並み外れた人間である必要はありません。一定レベルの能力を持ち、顧客に対して献身的であり、かつ仕事に誠実であれば一定の成果は挙げられると思います。

2004 年に行政書士法が改正され、法人化が可能となり、同時に広告規制や報酬規制が緩和されたことで士業には規模を拡大していくという選択肢が生まれました。士業をビジネスとして行うことが可能になったと言い換えても良いと思います。

札幌は人口 197.3 万人の大都市です。私は札幌に主たる事務所を置く行政書士の立場で今年「企業化する士業と、勝者のメンタリティ」という本を発行しました。

士業の為の経営本ですが、私がこれまでの士業経営の中で培ってきた価値観や組織論、そしてこの仕事に真摯に取り組むためにどれほどの努力をしなければならないのかなどを同じ士業の皆さんにお伝えできる良い機会になるかもしれないと考えました。自分の方向と世界のベクトルをよく観察しながら札幌支部に所属する行政書士の皆さんが力強く成長し、使命感をもって社会の発展に大きく寄与出来ますことをお祈り申し上げます。

第10代支部長 板垣 俊夫



北海道行政書士会札幌支部設立60周年を寿ぎ、札幌支部の今後の一層の飛躍と会員皆様のご健勝をご祈念申し上げます。

私は、平成11年(1999年)から平成14年(2002年)の4年間にわたり第10代札幌支部長として業務を遂行してまいりました。

私の札幌支部長として最後の大きな仕事としましては、次に上げさせていただいたものが今でも鮮明にその残像として浮かぶものであります。

平成14年11月23日かでの2・7の1階ホールににおいて、ストップ「悪質商法」と題して、札幌市民向けに悪質商法から消費者を守るセミナーの開催であります。これは、高齢者や若年層が特に狙われていることを想定したもので題材を3点に絞りました。以下

1.催眠商法(安い生活用品につられて高価な布団を買わされた。)

2.キャッチセールス商法(英会話教材を買わされた。)

3.開運商法(金の安全と健康を兼ねたものを買わされた。)

この3点のテーマごとにホールのステージ上で寸劇を入れ、寸劇終了ごとにプレゼンターとして私が主張し、そのたびごとにコメンテーターとして伊東秀子弁護士へ問題点と解決策を説明していただくという手法で行いました。

当日、ホールには、150数名の一般の方々が来場され、終了30分間来場された方々からの質問を受け、その質問に答える形で法律的な観点から、伊東弁護士が対応するというような、会場との意見交換が行われました。来場された方々は、何らかの形でこの悪質商法に関心を持たれていた方が、又は被害にあわれた方々ではなかったのではと思いを致すところでした。来場者からは、好評を博したことをも付け加えておきたいと思います。

ちなみに、この寸劇に出演した役者さん達は、演劇の玄人の人たちを頼んで行なったわけではなく、札幌支部の理事さん方が役者に扮して行なったものです。寸劇のシナリオ及び寸劇の舞台稽古の指導は、札幌支部長である私が担当して行なったものであります。今日的に言えば、オレオレ詐欺、特殊詐欺の前舞台であったことになるのでしょうか。

多種、多様な詐欺行為を撲滅する上で、行政書士もその一躍を担う立場にあり、市民に対し啓蒙していく必要があらうかと思慮するものであります。

第11代支部長 篠原 賢吾



60周年のうち平成15(2003)年5月から平成21(2009)年5月まで6年間支部長を務めさせていただきました。

この当時行政書士を取り巻く社会的特徴は、規制緩和の発現として司法改革審議会の報告書が出された直後でありました。この報告書には行政書士制度に関係する方向性として、弁護士の「隣接法律専門職種」の役割等が挙げられているものの限定的な法律事務であるとして将来、訴訟手続きへの関与の在り方を個別に検討する課題があるとされたに過ぎませんでした。このように直接制度的な手当てはなされませんでした。連合会は単位会に成年後見サポートセンターを置き、その連合体である一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを最高裁家庭局へ働きかける主体としたものでした。また、行政書士の

専門性を顕在化し実効性のあるものとする流れの中、その後、行政手続きにかかる聴聞代理権付与、不服審査代理権へと専門的権能を拡大したことはご承知のとおりです。当時、行政手続法上の聴聞・弁明手続の代理権について本会が主催し北大の人見剛教授を招いて座談会を開いたことが懐かしく思い出されます。許認可手続きが行政書士業務の守備範囲を拡大する端緒となることを改めて認識するものでした。

支部長在任中は、上記のような社会状況を踏まえ多くの支部会員さん、支部理事さん、本会等の協力を得て専門性を顕在化すべく業務研修に傾注しておりました。また、支部交付金で賄われる支部財源から余剰金を積立てて行きました。これには研修会講師となられる方々の協力や研修会参加会員さんからの会場費相当額を納付していただくなど支部財源の確保に対する多くの支部会員さんのご理解によるところが大でありました。私の後任支部長に選任されその任に就かれた、宮元仁先生、荒木徹先生、酒匂桂子先生へ敬意を表し、ご挨拶と致します。



札幌支部設立60周年誠におめでとうございます。

臉を閉じ思い返しますと、鮮やかな50周年記念式典を平成23年5月26日に支部長として開催させていただきました。式典は、札幌市民ホールにて、司会者、50年の歩み朗読、音響システム、会場設営、警備等バックヤード、感謝状贈呈式、男声合唱団、ピアノ伴奏などすべてを支部会員でまかない、手作り感満載の式典にさせていただきました。

特に感謝状贈呈式では、佐藤良雄先生がモーニング姿でご登壇なされ、わたくしも「見習わねば」との思いを大いに持ったことを記憶しております。

時は、東日本大震災の直後で、大がかりなイベント自粛の中でしたが、被災地を励ます意味を以て敢えて敢行させてさせていただきました。合唱団も某大学のグリークラブの指導を仰ぎ三ヶ月間のどが潰れるような練習を行い、本番は「支部50年の歩み」の朗読の下、時代の変遷を語る4曲を披露いたしました。なお、その模様は、当時流行はじめたyoutubeにて、さわりのみですが視聴可能です。

さて、わたくしの支部長時代は、支部会員数が600人台で支部運営には本会からの交付金だけでは、大変財政が厳しい時代でした。しかし会員数がこれから上昇基調となると読み大胆な予算編成を行い、研修事業等できる限りの増収計画を目論み、健全財政へと皆様のご協力を得てV字転換させることができました。その支部も現在は会員数1000人を越え、支部会員相互の顔がみえづらい状況が、垣間見られるシーンがあります。膿は、たまるまで痛みがありません。常に血流良好で支部会員の皆様の、皆様による、皆様のためにフレッシュな肢体の札幌支部を切に希望いたします。



札幌支部会員の皆様、支部設立60周年おめでとうございます。

私は、平成5年8月北海道行政書士会に入会し27年間業務を行ってまいりました。入会直後は、前職が自動車関係だったため、車庫証明、自動車登録を主たる業務として開業し、平成13年頃より許認可業務を手掛けて現在に至ります。

開業した当初は、バブルが崩壊し景気が緩やかに減速してきた時期であり、規制緩和が始まった頃でもありましたので、既存の事業に新規参入される方々のお手伝いが多かったように思います。ここ最近では、新規参入から時間がたち、経営される方々が抱える問題点を一緒に考えることが仕事になってきています。

さて、行政書士制度については、昭和26年に行政書士法ができ、その前後はというと、代書人が行政書士になり、「読み書きを代わりにする人」から「官公署に提出する書類を作成する人」になったということで国が認めた資格者として業務を行えるようになったということです。その後諸先輩のご尽力により代理権が付与されるに至り業務の幅ができ、また、社会的信用度が増したということです。

新たに入会した方々、私と同じように入会から数年の方々、また諸先輩の方々においては経験でお分かりのこととは思いますが、「諸行無常」であり、諸行無常であるならば、良い方に変わっていけるように個々人が「考え」「行動」することができれば行政書士は増々必要な存在となっていくものと思います。

支部役員の皆様におかれましては、個々人の業務を抱えながら支部役員を引き受けられ大変ご苦勞も多いことかと思いますが、役員は、会員の一人であり、周りの会員の意見、要望を聞き、考え、行動することを基本とすれば必要とされるものと思います。

皆様のご活躍、ご健勝、支部の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉に代えさせていただきます。

業務の変遷

会 員 江谷 清和

会 員 所村 武彦

会 員 石村 邦豪

会 員 深貝 亨

会 員 大沼 準

会 員 滝沢 俊行

会 員 堀川 貴之

祝「札幌支部創立60周年」

会員 江谷 清和



この度は、北海道行政書士会札幌支部の創立60周年を迎えられたこと、心よりお祝い申し上げます。

また、60周年記念誌発行に際し、行政書士として在籍し寄稿できますことは光栄の至りでございます。

支部創立からの歴史は、先達の会員諸士の活動により、市民に対する行政書士制度への周知広報活動、官公署に対しては行政書士業務への理解を求め、会員一丸となり行政手続きのプロとして行政書士業務に全身全霊で取り組み、市民・国民と行政を繋ぐ使命に精励した結果と重く受け止めています。

小職は平成10年2月登録し、前職（医療用医薬品製造販売会社）から、お付合いのあった「医療用ソフトウェア開発会社」から、早い時期に大きな業務を経験させて頂きました。

その中でも、「コンピューターソフトウェアの著作権登録（創作年月日並びに第一発行日登録）」は知的財産権業務への入口となり、医療機器関係をはじめ農業関係・介護事業関係・建設業関係・社会福祉事業関係、その他各分野のソフトウェアの登録及び売買等へ拡大していき、受託件数は東日本で一番の取り扱い件数に至りました。

また、ソフトウェアのネーミングにも関与させて頂き、他土業との業務提携も

増えてきました。この業務を通じて、本来、著作物は創作された時点で権利が発生しますが、無体物（コンピューターソフトウェア）の創作や発行に際し、第三者対抗要件として、著作物を登録申請する事によりソフトウェアの存在の立証が容易となり、権利の所在を明確にできる事をクライアントと打合せを重ね、登録申請業務を推進して参りました。

平成12年から15年頃には、知的財産権業務を幅広く取扱う様になり主軸業務となり、各分野での無体財産権に対する経営戦略が醸成された時期でもあります。中小企業のベンダー（ソフトウェア開発会社）は、ハード（コンピュータ機器・周辺機器）及びソフト（ソフトウェアの企画・開発人材・外注費）が、拡大するマーケットに呼応すべく、多額の資金の投下を実施し始めます。また、中央省庁の電子申請システム整備に多額の予算が計上され、小さなアッセンブルソフトウェア及びオリジナルアプリケーションソフトへの需要が高まりIT業界の全盛を迎えます。

これら拡大需要を背景に資金確保のため、政府系金融機関である国民生活金融公庫（後の日本政策金融公庫）及び市中銀行への融資申請支援業務へと業務が拡大する事となります。

国民生活金融公庫並びに市中銀行、信用金庫の融資窓口へは、クライアントと同行し、事業計画の説明や知的財産権に対する手当、資金計画並びに財務諸表に

対する説明も併せて行いました。

この融資支援業務から知的財産権業務を、地元北海道はもちろん経済産業省及び農林水産省の補助事業・助成事業支援業務に派生し、本省から直接来道して面接して頂く等、思い出が多い業務でした。

様々な分野から知的財産権に係る業務経験が蓄積した頃、平成26年11月には、日本行政書士連合会主催・北海道行政書士会共催・経済産業省・総務省並びに北海道、札幌市の後援を頂き、「知的資産経営WEEK 2014 in 札幌」の開催に携わることが出来たことは感慨深いものがございます。このシンポジウムには札幌支部から企画・運営には、多くの会員の知恵と人的支援を頂き、過去の知的資産経営WEEKシンポジウムに見られなかった切り口で、北海道の特色である第一次産業（農業の分野）での知的資産経営に照準を絞り、現状と今後への業務へと繋がる大きな試金石となるシンポジウムを行うことに関与させて頂きました。

私ども行政書士は、中小企業を中心とするクライアントに関与させて頂いていますが、知的資産経営の考え方を取り入れる事により、自社の持つ人的資産（従業員）・関係資産（取引相手等）獲得にも大きく貢献する事に繋がりました。

近況としては、「新型コロナ感染拡大」による経済停滞にも拘わらず、堅調に業績をアップされているクライアントは、人的資産・関係資産を早期に取り纏める事が出来た事が大きな要因であるとの御礼のお電話まで頂き、行政書士冥利につける出来事を嬉しく思っていました。

現在、面談は極力避けて業務を行っていますが、クライアントは一様にご理解を頂き、業務を遂行できることに感謝する次第です。

最後に未筆ながら、北海道行政書士会札幌支部の一層の発展と会員各位のご活躍を祈念致しまして、お祝いの寄稿とさせて頂きます。

【2020年 札幌支部の事業紹介①】

新入会員対象の相談会

新入会員を対象とした相談会を実施しています。

対 象：入会から3年以内の札幌支部会員

内 容：事務所経営と業務支援全般

（※個別具体的な業務についての相談は本会の業務相談員制度の利用をお願いしています）

日 時：毎月最終木曜日 午後3時～午後5時

利用方法：申込用紙（札幌支部事務局にあります）に必要事項を記入し札幌支部事務局へ提出

民事関連業務の変遷

会 員 所 村 武 彦



当職は、昭和53年4月に行政書士事務所を開業しました。初めての業務は、セスナ機の飛行抄録の作成でした。考えてみると、行政書士の業務は、広範

囲に亘っております。今度、私に課せられた前記テーマについて、当職の業務体験を通し、債権法の改正及び親族・相続の改正を中心に述べてみたいと思います。

業務内容としては、相続手続きがあります。現行民法については、家族法（婚姻法、親子法、親族法）、財産法（所有権に関する法、契約法、不法行為法）に構成されます。相続法について、相続人、相続財産、相続財産の分割、相続財産の清算、遺言に関する、遺留分に関するルールに分けられます。

2011（平成23）年12月24日の閣議決定された「日本再生の基本戦略」は、経済のグローバル化を踏まえての債権関係改正を2013年初めまで中間試案をまとめたとして、経済のグローバル化に伴って、契約に関するルールを国を越えて標準化する動きが欧米で加速しているのも、民法改正の必要性の論拠となっております。

（1）債権法の改正については、2014（平成26）年8月26日要綱仮案が決定され、判例の法文化や時効、保証、約款契約制度等の改革、敷金関係の規定の新設等の部分的修正にシフトした改正案となり、2017（平成29）

年5月26日国会の参議院本会議の可決により、改正民法が成立し、2020（令和2）年4月1日に施行された。

（2）相続法の改正については、高齢化の進展などによる遺産相続の増加を踏まえての配偶者の遺産の取り分の拡大・遺産相続により自宅からの退去を余儀なくされる問題の解決を図るため、2018（平成30）年7月13日民法（相続法）を主な内容とした民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が公布され、2019（令和1）年7月1日施行された。

但し、自筆証書遺言方式の緩和は、公布の日から六月を経過した2019年1月13日に施行された。又、配偶者居住権と配偶者短期居住権の規定は、公布された日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2020（令和2）年4月1日に施行された。詳細な改正内容については、

①相続が開始した場合における配偶者の居住の権利の新設。

配偶者居住権は、遺産分割又は遺贈により発生、原則として終身である。配偶者短期居住権は、それ以外の場合で六月です。

②遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設。

遺産分割前でも遺産に属する預貯金の3分の1に法定相続の率を乗じた額までは単独で引き出し可能にするものです。

③自筆証書遺言の方式の緩和。

これは、遺言の添付する目録に付き自筆であることを要しないとするものです。

④遺留分の減殺請求権の金銭債権化。

遺留分の減殺請求は、金銭の支払いを求める権利であるとするものです。

- (3) 成人年齢改正については、民法の成年年齢を20才から18才に引き下げること等を内容とする改正が成立し、公布され、明治9年太政官布告以来140年振りであり、18、19才の若者が自らの判断により、人生を選択する環境整備、積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義があるものとされています。今回の

改正では、女性の婚姻年齢を18才に引き上げ、男女の婚姻開始年齢が統一され、これにより、未成年の婚姻がなくなるため、未成年の婚姻についての父母の同意は廃止されます。

この改正は、2022（令和4）年4月1日から施行され、又、その日に16才及び17才の女性は、婚姻年齢の引き上げにかかわらず婚姻できることになる。

この場合は、18才になり、成人になるまでは、父母の同意が必要になります。

以上、長年の業務を通して、現在の書類のデジタル化、電子申請を考えたときに私達を取り囲く関連業務の大きな変化を痛感せざるを得ないのであります。

【2020 年 札幌支部の事業紹介②】

支部会員対象の相談窓口

支部会員を対象に、顧客とのトラブル等についての相談窓口を設けています。

対 象：札幌支部会員

内 容：顧客とトラブルになりそうだ、依頼者の様子がおかしい（暴力団員かもしれない）などの不安や心配事に担当者が相談に応じています。

日 時：事前に予約の上、担当者が対応

利用方法：札幌支部事務局へ電話で連絡

建設関連業務と私

会員 石村 邦豪



建設業法の制定は昭和24年、建設業の登録制度が許可制に移行したのが昭和46年です。私が行政書士開業をしたのが平成4年なので開業以前の状況はよく解って

いませんが、開業当初に古い「建設業登録申請」の控え、を見たことが有り、昔は申請が容易だった、と感じた覚えがあります。（カーボン複写による手書きの申請書で、定款はガリ版印刷でしたので、それなりに大変だったと思います。）開業後の建設業法改正で業務に大きく影響するような改正はありませんでしたが、平成18年の会社法の施行は、定款の取り扱い、役員の任期など、建設業関係業務以外にも、様々な業務に注意が必要になりました。

行政書士開業の当初は建設業の業務がどのようなものか解らず手探りの状態でした。建設業許可・決算報告・経営分析・経審（経営規模等評価）そして競争入札参加資格申請と建設業関連業務の全体が見えるようになるまで数年かかりました。

建設業業務の全体が見えるようになると、公共工事の受注を主とする会社、特に土木工事や舗装工事を主とする会社は、受注が公共工事である場合がほとんどなので、入札参加資格の有資格者格付ランクを気にするのが解るようになりました。入札参加資格の有資格者ランクを決定するのは主として経審の評点なので、経審の申請には点の取りこぼしのないか、加点できる要素で見落としがないかと

注意するようになりました。最近では経審点数シミュレーションの良いソフトがありますが、開業後間もないころは暇だったので、Excelで作業シート10枚以上も使い経審シミュレーションができるようにしていたこともありました。私が開業している千歳市は国の所管の施設がいくつかあります。防衛省所管の航空自衛隊・陸上自衛隊、国土交通省所管の新千歳空港、環境省所管の支笏湖ビジターセンター、法務省所管の少年院など、これらの諸官公庁の施設に関する工事を受注するには、入札参加資格が必要なので、入札参加資格の申請を依頼する建設業者が多くなります。経審の評点・入札参加資格ランクに対する建設業者の要望は多様で、曰く「Aランクは、競争が激しく仕事をとり辛いのでBランクでいきたい」「今までBランクだったがAランクに上がったなら難しい仕事の入札指名が来るようになったが対応できないので次回はBランクになるようにしたい」等々です。このように入札参加資格ランクを下げるのには、入札希望官公庁の入札ランクを調べ、会社の経審シミュレーションをして調整します。入札参加資格ランクを下げるのは難しくありませんが、入札参加資格ランクを上げたいという要望には簡単には対応できません。普通は社会性評点、経営状況評点、自己資本等、数年をかけて細かく加点を重ねて行く必要があります。平成20年頃でしたが某建設会社が、隣接する市で道営住宅建築の計画があるが、Aランクでなければ入札に参加できない、現在Bランクであるが何とかAランクで入札参加資格を取りたい、とのことでした。「北海道・建築」

の入札参加資格のAランクは、経審の評点（客観点）、道が決める技術点、及び社会点の合計で九百数十点が必要でしたが、数十点足りません。当時の政府は緊縮財政で公共事業予算を減らす方針で、公共事業予算の減少に応じて建設業者を減少させたい、との意向があったようです。建設業の合併・事業譲渡を行った会社は入札参加資格申請において経審評点を15% 調整(加点)して評価する、という措置がありました。そこで、某建設会社は”合併による経審点数アップ・合併会社の幹旋・仲介”で営業をしていたコンサルタント会社に依頼し、廃業する会社数百万円を支払い、コンサルタント会社にも相当の報酬を支払って吸収合併を実行し、「北海道・建築」Aランクを取得しました。そんな例を知り私も二度ほど合併・事業譲渡の手続きをしたことがあります。評点の調整（加点）を得るには様々な条件をクリアしなければならず、加えて合併契約書・事業譲渡契約書、司法書士に頼んでの登記、建設業許可の変更、経審の再受審等、手探りの状態で苦労しましたが、報酬は前出のコンサルタント会社の数分の一であることを後で知らされました。営業力のなさを実感したものです。（現在も合併・事業譲渡による評点の調整がありますが、調整は5%です。）冒頭にも書きました建設業法は法の施行後、許可制に移行、その後も経済社会情勢の変化に合わせて改正が行われてきました。国土交通省の「建設業

法の変遷と時代背景」の資料では、建設業者の増加、公共工事での不祥事、公共投資の減少、構造計算書偽装問題等、時々为社会経済情勢や問題に対応するために様々な改正がありました。今後も、2022年度より、建設業許可・経営規模等評価（経審）のオンライン(電子)申請がスタートする方針です。パソコンのソフトやシステムはクリック一つで簡単にアップデートできますが、私の頭の中の情報をアップデートするのは容易ではありません。私自身はこの先何年続けられるか、とも思います。現在頑張っておられる先生方には、今後も時代の変化に対応して、建設関連業務を主力業務として続けられますようお願いしております。

参考資料

15%の加点については、下記の66 ページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/ksgs/report/jirei/g_point3.pdf

上記通達が3回改正され現在は5%（令和元年6月改正）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/grp/gappei_toriatsukai.pdf

国土交通省「建設業法の構成変遷等」

<https://www.mlit.go.jp/common/001172147.pdf>

自動車に関する業務60年の変遷

会員 深貝 亨



このたび、行政書士業務の変遷等について原稿依頼がありました。あまり気は進みませんでした。自分の経験を公表することが皆さんのなにかの

お役に立てるならと考え、また、入会当初から現在までの仕事観とか、業務に対する向き合い方がどう変化しているかを自分なりに整理するにも良い機会になると思い引き受けさせて頂きました。

私は、昭和60年に札幌支部に入会し開業しました。ですから、はや35年ということになりますが、札幌支部の歴史はそれより更に25年も遡ります。

昭和60年の支部総会に初めて顔を出しました。支部会員は現在の半数程度でしたが、総会出席者は今より多かった気がします。支部長の挨拶が始まる前から「役員席に座っている場合か?」「早くお金を返済しろ!」怒号が飛び交ってありました。ひどいところに来てしまったというのが第一印象でした。

話を整理してみると、車庫証明の業務を獲得すべく当時日行連主導で、全国に「行政書士車庫証明センター」を設置したものの、北海道は自販連との協議が整わず、会員から集めた設立の資金も使い果たしたということで、冒頭のヤジになったようです。

後日談ですが、当時は会が定めた標準報酬額が生きており、これを下回ればダンピングとされることから、報酬額で折り合いが付かず自販連側と物別れになっ

たと聞いております。

当時の支部運営で最も重視されていた業務は「にせ行政書士排除」を目的とした「監察活動」でした。行政書士制度が、読み書きができない依頼者をだますことや、法外な報酬を要求する悪質な代書人を取り締まる目的で制定された、「代書人取締規則」が元になっていたことと無縁ではない気がします。

にせものを取り締まるのが業務獲得に繋がるという考え方は私が入会するもっと以前から大勢を占めていたように思います。この考えに自分は今も疑問を抱き続けております。人の足を引っ張れば自分が先に行けるという考えは、自身の努力を怠る気がしてどうしても受け容れることができないのです。

ですが、その取り締まりを担保する方法の一つが支部を置くことだったとも言えます。顔が見えるという言い方をしていましたが、末端の組織である支部は、自分たちの仲間が何をしているかを知る重要な役割を担っていました。現在の監察広報部及び綱紀法務部は身内の会員と外部の両方に対する監視機能として活動をしておりますが、当時の監察委員会はその何倍もの力を外部の無資格者に注いでおりました。

業務独占を「生命維持装置」と呼んで、会が無資格者を告発せよと訴える会員も大勢おり、道会には「車庫証明対策特別委員会」なるものを設置しておりました。

自動車に関する業務で最も大きな出来事といえばこの車庫証明問題になります。札幌支部誕生から2年後の昭和37

年「自動車の保管場所確保等に関する法律」が制定されました。この手続きは、自動車の販売時に必要となる手続きであったことから、当初、自動車ディーラーが代行しておりました。しかし、マイカーブームが本格化し、その申請件数が著しい数となった昭和40年代後半になって、(私の記憶に間違いがなければ)十勝支部が行政書士業務であると口火を切って以降、日行連で大きく取りあげられました。

政治家の立ち合いの下、昭和52年、日行連は自販連と合意書を交わします。この「確認書」の存在が、その後の行政書士制度の足かせとなったことは否めません。施行規則改正の際にも、ここから議論が始まる場面に何度か遭遇させられました。

車庫証明以外で自動車に関する業務といえば、葛西義男会長がご尽力された運送事業の免許・許認可が挙げられます。ただ、この業務は専門性が高く、精通者は限られておりました。当時許認可の仕事は、期限を守るだけでも評判が良くなることに代表されるような何もかもがゆっくりでした。背景には調べものをする苦勞がありました。図書館に行って調べまくるか本を購入するかです。ただ、そうやって自己流で作った書類でも内容が整合していれば受け付けられたのは幸いでした。

平成2年12月に運送事業法の改正により規制緩和がなされ、事業への参入は需給調整規制に基づく免許制から許可制に、運賃・料金は認可制から事前届出制

とされました。これを機に運送事業に携わる会員が増えました。

さて、話は自動車登録に移ります。昭和50年代の後半から、都市部を中心に中古車販売の専門者が目立つようになりました。大きな通り沿いの展示場に並んだ中古車を若者が競って購入する中古車ブームが起きました。この頃になって、自動車登録に進出する行政書士が現れました。車庫証明と自動車登録をセットで手続するのが主な仕事です。

やがて、有志が集まって、自動車登録の勉強会や情報交換会を開催するようになり、これが後の自動車登録相談制度に発展します。

本会では、当時すでに建設業相談員制度が始まっておりました。これは特に佐藤良雄支部長、板垣俊夫支部長らの尽力で、全国に先駆けてのスタートでした。自動車登録相談はこれより10年位遅れてでした。

当時これら相談事業に取り組んだ目的も無資格者対策でした。建設業においては行政書士登録をしていない他資格者に入会喚起を促すこととでしたし、自動車登録においては、販売や整備に付随した無資格者の書類作成に注意を喚起することとでした。いずれも行政書士が窓口にいることで違反を牽制するのが狙いでした。

当時、業務独占に対する願望が強かったのは、行政書士制度の認知度が低かったせいだと思います。そうした中で、毎日の仕事の種を見つける苦勞は現在より格段に大きく、月500円の支部会費の徴収をめぐって支部総会が大紛糾をした

こともありました。

業務開拓において会がやったのは、もっぱら役所から講師を招いての研修事業でした。「役所とのパイプを太くし、行政書士制度を理解していただく」建設業や自動車登録はそうした活動の成果でもありました。「カバチタレ」の漫画やTVドラマが人気を博し、資格取得産業の隆盛もあって徐々に行政書士制度が認知されてきた気がしますが、それが会員の仕事に結びついていないもどかしさも感じます。

さて、最近のことに目を向けてみましょう。運送事業者をクライアントにする会員を中心に、特殊車両通行許可申請や自動車保安基準緩和申請など、大型車両を対象とした業務が増加しています。背景には、耐用年数を経過した道路橋梁等の劣化と建設予算の不足がありますので、今後も一定の業務量になるでしょう。また、登録に付随する業務ですが、行政書士による丁種封印制度が確立しました。関係者のご尽力に心から感謝申し上げます。

ですが、いずれも真価を問われるのはこれからです。行政書士間の知恵とネットワークを活用して、真剣に取り組まない限り、これら業務も絵にかいた餅になってしまいます。10年、20年後、功臣になにがしかの財産を残せるかどうかは、今を生きている会員の努力に掛かっています。

自動車登録は、今まさに佳境にあるネット販売や個人売買に行政書士がどう関わられるのかを探究すべき時であると見込まれます。国は、行政改革、デジタル省と矢継ぎ早に政策を打ち出して参りました。「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん。」です。

本日のテーマである自動車に関する業務に限ってみれば、自動運転や電気自動車のハード面とカーシェアや定額利用制度などのソフト面、どちらもが大変革期に来ており、かつてのマイカーブームの再来と同程度の手続件数が見込まれます。AI・ITを積極的に活用し、手続きの合理化を図る資格者の出現が期待されています。

どのような切り口で未来に立ち向かうのかは、これまで以上に難題かも知れません。札幌支部の皆さんに心からご期待申し上げます。

一方、自動車に関する業務の枠を外して考えると、漠然とですが、これからの資格者は他資格者との協力関係を広げることで業務が生まれてくると予感しています。他の資格者と共に米国のローファームのような受け皿を創るべきと考えます。

行政書士というユニークな資格の長所と優位性を探すことがこの制度を発展する礎になることを信じて、還暦を迎えた札幌支部の皆さんに贈る言葉に替えさせていただきます。

農地関連業務の60年の変遷

会員 大沼 準



「はじめに」―農地法制定まで

農地関連の行政書士業務は、農地法第3条「農地の権利移動」規制、農地法第4条「農地転用」規制、第5条「転用のための権利移動」規制であると言える。

なぜ農地法では所有権等の私権の移転や使用方法に制限を設けられているのかという点は重要なポイントであるので以下農地法制定までの歴史的流れを確認したい。

奈良、平安時代から農作物は税の基本であった。税を貨幣で支払われるのは、明治維新による地租改正以後で、農民には農地の税負担と同時に所有権が認められ売買も自由となった。その後結果農地は一部の地主や資産家に集約され、借金の担保で農地を取得し、それを小作人に貸付け自ら農耕をしない寄生地主が社会問題化していく。昭和20年敗戦により、占領軍GHQは日本の社会体制の変更を行い農地について、地主から農地を買取り、小作人へ払い下げる農地改革（昭和21年）を行った。農地法（昭和27年に制定）は、GHQが実施した農地改革を維持するために成立したと言える。そこでは、再び寄生地主を産まないため、農地は自ら耕作する者が所有すべきという「自作農主義」と呼ばれる原理が第1条で最初に規定されている。昭和45年改正時、平成21年改正時も若干の変更はなされたが、基本的に耕作者が農地について権利を有すべきという原則は今も引き継がれている。

1「農地法の目的規定（第1条）の変遷」

第1条は『農地はその耕作者みずからが所

有することを最も適当であることを認めて、耕作者の農地の取得を推進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とする。』と規定されていた。しかしその後の日本経済の高度成長の結果、相対的に生産性の低い農業の就業人口減少の課題を受けて、農業基本法（昭和36年）が制定され、この基本法をもとに昭和37年の農地法改正で農業生産法人制度が認められ、農地法の目的規定の見直しが検討された。

昭和45年（1970年）改正で、農地法制定時第1条は『土地の農業上の利用関係を調整し』が『土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し』（下線筆者記入）と変更された。この時自作農主義（耕作者が農地を所有する）から耕作者主義（農地は耕作者が利用する）へ解釈変更され、農地が有効活用されるためには、農家の所有は維持しつつも他の大規模農家へ利用権を移動し農業生産性の向上を可能とする方向に目的変更されたと言える。

平成21年（2009年）改正では、『この法律は国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割を踏まえつつ、農地を農地以外のものにする 것을規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、

耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。』（下線筆者記入）と変更された。主眼は「農地を効率的に利用する耕作者による・・・農地についての権利の取得を促進」という文言であろう。

2「農地法の権利移動に関する規制」

農地又は採草放牧地（以下「農地等」という）を売ったり、買ったり、貸したり、借りたりする場合においては農地法第3条第1項本文により農業委員会の許可を受ける必要がある。この権利移動は耕作を維持することが前提の強行規定である。

平成 28 年 4 月 1 日施行の平成 27 年改正農地法により、農地を所有できる法人について「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に呼称が変更となり、要件も一部緩和された。現在「農地所有適格法人」では耕作者（年間 60 日以上耕作を行う者）が理事・取締役等として 1 人以上は必要である。単に現在耕作者がいるとしても、現実には今営農している農地から申請地に通って農作業が可能か判断される場合もある。農業へ新規参入する際の申請相談を受ける時の一番のポイントとなる。農業従事者は 2019 年現在 168 万人で就業人口全体の 5%（内 65 歳以上は 118 万人）と少ない。しかし、現在 AI、IOT、ドローンの普及等農作業の中身も変わりつつある。またこの失われた 20 年で相対的に他の産業の所得が減少し雇用形態も変化した。特に農地所有適格法人の設立や法人での農地の賃借による農業参入は今後も増加すると思われる。

3「農地・採草放牧地の転用に関する規制」

農地転用とは、人為的に農地（採草放牧

地）を農地（採草放牧地）以外のものにするをいい、その場合には法第 4 条または第 5 条の許可が必要とされている。単に農地に植林する場合も許可の対象とされる。農地や、採草放牧地として使いつつその上の空間に太陽光パネルを設置して耕作を続けようとする場合、太陽光パネルの基礎部分その他施設部分が転用部分となる。なお、平成 30 年改正で、農地に農業用ハウスを設置するに当たってその底面を全面コンクリート張りとする場合で、専ら農作物の栽培の用に供されるものと判断される場合には、高度化施設の用に供する土地としてその部分は農地とみなされ、農地転用に該当せずこの施設は届け出施設となった（第 43 条第 1 項）。

農地法では、農地は現況が農地であるかどうかで判断される（現況主義）が、単に耕作放棄地では非農地とはならない。農地・非農地基準においては、「耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする」とされている。（1）その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合（2）（1）以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」とされる。（平成 20 年 4 月 15 日付け 19

経営第 7907 号経営局長通知)

4「農地転用関連業務の変遷」

戦後まもなく、権利移動や農地転用業務は行政書士の中心業務であった。良い農地は良い住宅地や工業団地でもある。昭和 40 年代農地転用が進んだ理由でもある。その時期に都市計画法の制定(昭和 43 年)により市街化区域と市街化調整区域が区分され、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)制定(昭和 44 年)で農地は市街化調整区域へ追いやられた形になる。その後、昭和から平成へ変わる時期に全国的に開発ブームが到来し、市街化調整区域にもゴルフ場開発での農地転用や、高規格道路の整備による砂利採取、土砂採取目的で農地の一時転用申請が行われた。この場合、土地の性状により林地法の開発許可、都市計画法の開発許可、農地法の転用許可、農振法の農振区域の農用地除外申請と開発許可、宅造法の開発許可、北海道条例に基づく特定開発行為の許可等、いずれにしても土地の切盛り造成には何らかの許可が必要となる場合が多く、それらには行政書士は測量業者や設計事務所、建築士などと協力し開発許可申請を行うこととなる。行政書士の立場では他にも景観法や埋蔵文化財保護法など注意が必要な規制法が多い。そのため関連する法律を所管する行政庁との協議の漏れがないように関係法令の調査が必要な業務でもある。

平成に入り、不動産バブル崩壊の後、消費社会への反省から循環型社会、環境重視の社会へ変化し平成 5 年環境基本法が定められ食品リサイクル法(平成 13 年)、建設リ

サイクル法(平成 12 年)等制定される。農家・農場と食品工場、レストランの協働施設、農業用資材のリサイクル施設の設置も農村の周辺で始まり、それに関連する許認可業務もこの時期から始まった。また近年では FIT(再生エネルギー発電の固定買取制度)が平成 24 年開始され農用地の休耕地を利用した太陽光発電や木質バイオマス発電、牛舎のバイオマス発電等の施設設置も農地又は採草放牧地の転用となる業務が生じる。

平成 21 年改正の農振法での農用地区域の農地の除外申請は厳格化された。一方平成 29 年農村産業法(農村地域への産業の導入の促進に関する法律)で第 6 次産業化する工場導入の転用を緩和する方向も示している。

「最後に」

農地関連業務は行政書士にとって戦後まもなくの時期は農業従事者も全就業人口の半数を占め、高度成長期は開発許可も活発であることから大きな業務分野であった。しかし今は農業従事者が日本全体で 65 歳以下では 50 万しか耕作者がいない現実がある。農地法はその少ない耕作者のみ農地の権利を与えることを前提としている。一方、農地法では相続人は無条件で農地を取得できるが耕作者でない相続人も多い。現在各自治体の農業関係者は新規就農者を募集しているが、昨今の IOT の技術やドローンの活用など以前の耕作者の姿も変わるかもしれない。また空き家対策等について行政書士会でも専門委員会を設置し活動している。行政書士がこの分野で歴史的に果たしてきた役割を今後も継続して行く必要があると思われる。

入管業務の史的展開と諸問題(試論)

会員 滝沢 俊行



はじめに

本稿は「出入国管理及び難民認定法」に基づく申請取次業務を中心とした所謂「入管業務」に焦点をあて、入管業務の史的展開と今日的な諸問題について言及する。合わせて入

管業務初学者へのガイダンスについても言及した。

1. 入管業務の分類

行政書士が業務とする出入国管理及び難民認定法および関連する法令（以下「入管法令」）に基づく、おもな手続を挙げてみる。

- ①入国・在留手続・在留届(申請取次業務)
- ②退去強制手続(在留特別許可)
- ③難民認定手続
- ④登録支援機関の登録申請手続
- ⑤出入国記録開示手続、閉鎖外国人登録原票開示手続
- ⑥入管特例法に関する業務・特別永住許可申請
- ⑦外国人技能実習法、監理団体登録申請、外部監査人に関する業務

以上の業務の内最も着目される業務は、①の申請取次制度に基づく手続であることから、この行政書士の申請取次業務を中心に考察する。

ただし、地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」）では入管法令に基づき、少なくとも上記の①から④までの執務をトータル的に行っていることから、申請取次行政書士にあっても①の在留手続のみに目を奪われることなく、地方入管局（および職員）全体の執務状況を把握しておく必要がある。

2. 行政書士がかかわる申請取次業務の史的展開

行政書士の申請取次制度の歴史的な推移は以下の3期に区分される。

2-1. 創成期

行政書士が入管法令に基づく申請取次が可能になったのは1990（平成2）年6月

1日の改正入管法の施行以降である（なお、この改正により「在留資格」制度が確立され、変遷を経ながら今日に至っている）。それまでは、外国人を受入れる企業担当者、留学生を受入れる学校職員、旅行者などが、限られた範囲の手続について認められていた。

この改正法施行にあたり、行政書士が申請取次者として承認を受けられるよう活動したのが日本行政書士会政治連盟であり、その強い働きがあったということの特筆したい。

入管法改正以降は入管法施行規則の中で、行政書士に対して「承認制」という形式で認められることとなった。すなわち申請取次者としての承認を受けるためには、地方入国管理局（当時）に対して年間一定の申請書類を作成していること、かつ入管法令と業務知識の研修を受講し、受講後の考査（試験）を受け一定の基準に達したと判断された場合に認められた。講師については本省入国管理局職員が当り、考査問題の作成と可否の判断も同様に本省入国管理局職員が行っていた。この承認を受けるための研修と考査は、1年に1回東京のみで行われており、行政書士が申請取次の承認を受けるためにはかなり高いハードルがあったといえよう。

しかも当時は、すべての在留資格の更新、変更許可の申請について認められていたわけではなく、また在留資格認定証明書交付申請の申請取次も認められてはいなかった。

2-2. 第2期

1994（平成6）年に至り、在留資格認定証明書交付申請についても行政書士の申請取次が認められるようになった。ただし、行政書士が在留資格認定証明書交付申請の申請取次の承認を受けるためには1年間に4回開催される（東京のみで開催）講習会に4回全部受講しなければならず、4回目の受講後には論文試験が行われ、これに合格する必要もあった。この講習受講と論文考査に合格すると、通

称「ピンクカード」と呼ばれた取次証が地方入管から交付された。

その後小泉内閣の規制緩和政策のもと申請取次のための考査はすべて撤廃され、入管法令の受講のみで行政書士は申請取次の承認を受けられることとなった。

2-3. 第3期（現在まで）

さらに2005（平成17）年から、弁護士についても行政書士のごとき申請取次が可能となった。このとき申請取次は承認制から現行の地方入管局への届出制となっている。

この弁護士参入で問題となったのは、弁護士会内部の入管法令の研修体制に比べ、行政書士の場合、実質入管法令講習会の受講と地方入管局への届出のみで業務を行うことができるという、能力担保に関しての問題であった。日本行政書士会連合会の申請取次行政書士管理委員会はこの問題に対応すべく考査問題を作成し、入管法令、倫理講習の受講後、受講者に対して考査を行い、一定レベルの能力を求めることとなった。この考査については現在まで継続している。

3. 行政書士業務における申請取次業務の位置

3-1. 申請取次業務の特殊性

一般的に述べると、行政書士が許認可に係る書類の作成と提出の代理を行うことができるという法律的な根拠については、行政書士法に基づくといえる。実際のところ許認可にかかる業務のほとんどが行政書士法を根拠している。

他面、「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づく在留手続は、本人（または法定の代理人）が出頭しての手続が原則とされている。この本人出頭主義の例外として申請取次が認められていることから、いわば行政書士の申請取次は、行政書士法に基づかない行政書士の業務といえる。

申請取次業務のように行政書士法に基づかず他の法令により行政書士が行うことができる行政書士業務は極めて稀であ

ると同時に、国の政策変更などにより法令が改正されることにより、行政書士が申請取次業務に関わることができなくなる事態もあるということである。行政書士の申請取次業務は、極めて不安定な状況にあるといえる。

3-2. 行政手続法から見た在留手続業務の特殊性

次に、在留手続業務が他の許認可業務と大きく異なる点については、他の多くの許認可手続については行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）の適用があり、申請手続の透明性が図られている。

これに対して、入管法令に基づく在留手続においては行政手続法の適用除外となっていることから、不許可、不交付処分という不利益処分が下されたとしても、聴聞や弁明などの機会がないばかりか、その理由についても具体的には示されることはない。これは入管行政が国家の裁量に任されていることがその根拠となっているからある。

3-3. 行政書士の申請取次について

在留手続に関する代理および申請取次に関する公式な見解は「入国・在留審査要領」で示されている。すなわち「入管法が規定する『代理』は、本人に『代わって』申請・届出や在留カードの受領等をするものであるので、『代理』して行う者は、申請人・届出人として署名し、また、記載内容を直接訂正等することもできるが、取次ぎは、申請書や資料の提出等の事実行為を行うことが認められているにすぎないため、申請人・届出人として署名したり、記載したり、記載内容を直接訂正等することはできず、また、弁護士及び行政書士以外の者が、申請書等の官公署に提出する書類の作成を報酬を得て業として行うことは行政書士法違反に当たるおそれがある（法律に特別の定めがある場合を除く。）ことに留意する必要がある（第2編「代理・申請取次ぎ」P2（注1.）抜粋）」。

これを要約して理解すると、①行政書士の在留手続についての申請取次は、申

請書や資料の提出等の事実行為を行うことが認められているにすぎないため、申請人・届出人として署名したり、記載したり、記載内容を直接訂正等することはできない。

言葉を変えて言うと、完成された申請書などについて、申請人・届出人に代わって直接地方入管の窓口を持ち込むことだけができる（狭義の申請取次業務）。

および、②行政書士は、地方入管局へ提出することを目的とする、在留手続に関する書類については依頼者から報酬を得て作成をすることができる（行政書士法に基づくプロパーの行政書士業務、したがって地方入管局への届出は不用である）となる。

結論的にいうと行政書士の広義の意味での申請取次業務は、①の狭義の意味での申請取次業務と、②の地方入管へ提出する申請書類等の作成の二本立てで成り立っているといえる（もちろん①のみ、あるいは②のみの業務依頼もある）。

3-4. 「資料提出通知書」の意義

地方管理局へ申請取次申請書面提出後、地方入管局から申請内容の補足的な説明や追加の資料提出を求める「資料提出通知書」が送付される場合がある。上述した狭義の申請取次制度の見地から言えば、「資料提出通知書」は取次者である行政書士あてに送付されるのではなく、申請取次を依頼した会社や個人あてに送付されるところであるが、実務上の処置として取次いだ行政書士の元に送付される場合がほとんどである。不許可・不交付の不利益処分が出た場合も、その通知は行政書士に送付される。

このことは、行政書士が申請取次者として認められ30年という歴史と実績の中で勝ち得たものであることを今一度認識しておきたい。

4. 申請取次業務を遂行する上での基本的立脚点

4-1. 問題意識

行政書士が地方入管局へ申請取次に当

たって次の二つの問題意識について論じてみたい。

①申請取次業務は、行政書士が手掛ける他の許認可業務とくらべ、不許可や不交付といった不利益処分が日常的に下されるという問題。ある意味行政書士にとってはリスクの高い仕事であるといえる。

②つぎに一部の行政書士にみられる、業務の知識不足を原因とする取次いだ申請案件の不許可、不利益処分発生の問題。話題性やニーズも比較的あり、ネットを利用しての依頼など業務受託がしやすい環境にあることが原因とも考えられる。

この二つの問題については一見別の問題としてみることもできるが、初学者は一体の問題としてとらえていただきたい。

4-2. 申請取次業務に臨む気構え

上述のように、地方入管局での審査については、その過程が不鮮明のため、突然に不許可・不交付という処分が下されることがあり、その結果の判断について問いただしても明確な回答がえられないという現実直面する。

しかし、このような地方入管局の対応があったとしても、行政書士が日頃からの業務知識の研鑽と依頼者との真摯に向き合い業務遂行した結果、行政書士に特段の「瑕疵がない」限り、行政書士はその責任を負うことがないということも理解しておかなければならない。

注意しなければならないことは、受託案件が不利益処分の結果に終わった場合、行政書士が依頼者に対して業務上に特段の「瑕疵はない」ことについては明確に説明できなければならない。行政書士が法令上の知識や情報を十分に習得することなく、また、手続の習熟が不十分のまま申請取次業務に着手し、これが原因で不利益結果が出た場合は、行政書士に責任があり、不利益処分に対する責任を取らざるを得ないといえる。

行政書士は申請取次業務に臨むにあ

たって、相当レベルの知識と経験を有することが絶対的な条件であり、顧客との高い信頼関係をいかに構築していくかが求められている。仮に受託した申請取次案件について不利益処分が出たとしても、そこを出発点とし依頼者との信頼関係を維持しつつ、責任をもって最後まで依頼者の利益を実現していくという気構えが必要である。

5. 申請取次実務上の諸問題

5-1. 先決的業務

申請取次業務を遂行するに当たっては、一般の許認可手続を含め様々な先決的に解決ししげばならない業務がある。特に渉外業務に絞ってみると以下の5つの業務（以下「基礎的渉外業務」という）があげられる。これらの基礎的渉外業務についてはそれぞれ独立した業務でもあり、必須の業務知識として習熟することがのぞまれる。

- ①国籍・渉外戸籍事務に関する業務
- ②渉外相続に関する業務
- ③認証・証明手続業務
- ④在日公館における手続業務
- ⑤渉外商事業務（主に対内投資、会社設立業務）

5-2. 「申請理由書」の重要性

本稿では申請取次の実務について「申請理由書」の作成についてのみ言及したい。

申請取次の（添付）書類作成に当たり行政書士が作成する重要書面は次の5つである。

- ①申請理由書（申請者名で作成）
- ②申述書（申請理由書を補完するため、必要に応じて申請関係者、有識者などの第三者、あるいは申請を取次いだ行政書士が意見を述べる場合もある）
- ③在留活動説明書（雇用契約書などでは十分に説明できない場合に作成）
- ④質問書（定型書式で婚姻など身分関係の申請に必要となる）
- ⑤事業計画書（収支見積書、資金計画書、事業目論見書などを、経営する事業の総合的な経営文書。相当の文書量

を要する場合がある）

このうち、申請理由書については、審査官との最初の出会いであり、当該申請内容を過不足なく、端的に伝えるという役割を果たす。ちなみに申請書フォームについては、アンケート用紙のごときようなものなので、誤記や空欄なく事実のみ記載する必要がある。

申請書理由書には、次の4つの事項について記載する。

- ①概要（申請の目的、申請に至る経緯など）
- ②当該申請の必要性と申請外国人の在留活動内容の説明
- ③当該申請に係る在留資格の入管法上の該当性の立証
- ④申請外国人が法令上の在留資格に適合している旨の立証

以上の内容を記載する申請理由書のボリュームとしては、A4サイズ（10.5ポイント）で1枚半から2枚以内で納めるようにする。

さらに詳細な説明をする場合は、別建てで申述書、在留活動説明書、事業計画書を効果的に任せる。申請理由書で説明した事項については、その説明を裏付ける立証資料（書面）を添付する。添付した立証資料（書面）は逐次順に項番を振り、「添付資料（立証資料）一覧表」を作成し表示をする。申請理由書で説明しなかった事項についての書面などは添付しない。また、説明した事項については必ず立証資料（書面）を添付することに努めなければならない。

5-3. 入国・在留審査要領

日本行政書士会連合会申請取次委員会では、出入国在留管理庁において入国・在留審査に用いる「入国・在留審査要領」を情報公開手続にてこれを入手し、会員向けのホームページで公開している。

行政書士が申請取次を受託した案件で、不明、不安が生ずる場合はこの「第12編在留資格」を精読し、確認をしなければならない。

以上

風俗営業に関する業務の60年の変遷

会員 堀川 貴之



風俗営業に関する業務の60年の変遷ということですが、当然業務の基となる、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風適法

の変遷とともに業務も展開されてきました。風適法は、1948年（昭和23年）「風俗営業取締法」として生まれました。待合、料理店、カフェーといった客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業、キャバレー、ダンスホールなど設備を設けて客にダンスをさせる営業、そして玉突場（ビリヤード）、マージャン店といった客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業、これらが規制の対象となっていました。その後、パチンコの流行により規制対象にパチンコ店が加わる、玉突場が規制対象から外れる等の改正を経て、1959年（昭和34年）に低照度飲食店、区画席飲食店、深夜における飲食店営業が規制対象として加わり、名称も「風俗営業等取締法」と改正されました。さらに1966年（昭和41年）には個室付浴場、ストリップ劇場、ヌードスタジオといった性風俗営業が規制の対象となる等その時代の流行、風潮に対応するように規制の対象を広げていきました。そして1984年（昭和59年）、抜本的大改正の結果、名称が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改められ、内容的にも現在とほぼ同じ姿となります。この抜本的大改正の前後からパチンコ業界には射幸性の

高いフィーバー機が登場し、パチンコ店が全国に爆発的に増えていきます。パチンコ店の許可申請は現在もそうですが、添付書類が非常に多く、許可審査時の警察の現場検査も厳しいため、このパチンコ店出店ブームが行政書士が積極的に風俗営業許可申請業務に関わるひとつの起点となったと思われます。私の事務所にあります、先輩から頂いた過去の業務資料を見ますと、今はもう添付することはない、医師の診断書やパチンコ台の写真が添付書類となっている等々手間の係る作業だったことが窺い知ることができます。風適法はその後、ゲーム機による賭博、テレホンクラブ売春、デートクラブや性風俗店のピンクチラシ問題、ブルセラショップ、インターネットの普及によるポルノ画像の流布等々、次から次へと現れる新手の営業形態に対応するように1998年（平成10年）に大改正が行われ、行政書士業務としては、新たに規制対象となる営業が増えるごとに、その対象となった営業の経営者から突発的に依頼が舞い込むということを繰り返していきます。前述の1998年（平成10年）改正時のデリバリーヘルスが届出制となった際や、2011年（平成23年）改正において、ラブホテル、モーテルの定義が変更になった際も、一時的に依頼が増加しました。一方、パチンコ業界は、遊技機の高まり過ぎた射幸性が問題となり2004年（平成16年）に規則が改正され射幸性の押さえられた遊技機が出現し、一時は30兆円産業と称された業界は縮小へと向かい、それに伴っ

てパチンコ店からの行政書士への依頼も減少傾向となっていくます。つい最近の2015年（平成27年）にはまた大改正が行われ、許可業種が整理されスリム化されるとともに、ディスコ、クラブに代表される、深夜に客に酒を飲ませ遊興させる形態の営業が「特定遊興飲食店営業」として規制の対象となりました。この特定遊興飲食店営業許可は面積や客室の照度に、従来の社交飲食店営業許可とは違った要件があるため行政書士へ依頼する経営者が多いのですが、出店できる地域が限られているため、依頼実数としてはそれほどものではありません。60年の

変遷といっても、私が知りうる限りでは、風俗営業に関する業務に行政書士が関わるようになったのは北海道では35年前あたりからであり、社交飲食店許可のように脈絡と依頼受け続けている業務がある一方で、法律の改正に伴って一時的に依頼が発生する業務も多くありました。世間の流行や経営者の奇抜な発想が先を行き、風適法はその後を歩くというのが風俗営業の特徴であり、行政書士はその都度工夫し対応してきました。この先も予想もつかない新たな営業が生まれ風適法が改正され、私たちはその対応に追われる、風俗営業業務はその繰り返しです。

【2020年 札幌支部の事業紹介③】

一般市民向け無料相談会

一般市民の方を対象とした無料相談会を実施しています。

対 象：一般市民

内 容：相続、遺言、会社設立、契約書等 行政書士業務に関わること

日 時：毎月第3水曜日 午前10時～午後4時

利用方法：前週金曜日までに札幌支部にメール、電話、FAXで予約



一般研修



市民講座 キャンパスタウン厚別



いきいき健康福祉フェア 寸劇・無料相談



広報月間 札幌市議会



建設業相談員養成研修



広報月間 白石区役所



法教育 北海道札幌東商業高等学校



秋の交通安全運動



三支部合同研修会 旧北海道議会庁舎玄関



令和3年 札幌支部事務局



支部交流会 ゆにガーデン



令和2年度定時総会



三支部合同研修会 バス車内レクリエーション



新年交流会



支部交流会 札幌北広島クラッセホテル



平成24年度定時総会



札幌支部交流会 グレイスワイン千歳ワイナリー



平成3年研修



平成4年外国人対象無料相談会



平成6年金融機関 PR パンフレット



話しに花が咲く



平成5年レクリエーション ふとみ銘泉



平成7年度定時総会



昭和 60 年研修



昭和 59 年 札幌支部事務局



昭和 58 年行政手続無料相談



昭和 61 年車庫証明街頭キャンペーン



昭和 62 年度定時総会

会員の声 ～ 2020 ver. ～

会 員 菊池 栄仁

会 員 津幡 笑

会 員 葛西さとみ

2020 女性



行政書士になって



会員 菊池 栄仁



この度は、北海道行政書士会札幌支部創立60周年おめでとうございます。

これまで札幌支部の運営等に携わられてきた関係者の皆様、日頃から支部会員の為にご尽力いただいております支部長をはじめ事務局等関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

さて、私は、行政書士に登録させていただいて現在3年目となります。

前職は警察官をしておりました。長年勤務した職場を去り、独立して行政書士を開業することには大きな覚悟が必要でしたが、今は「行政書士」という仕事に誇りを持ち、大いにやりがいを感じております。

警察では、主に生活安全部門で許認可業務を担当しており、当時の経験を生かし、行政書士という部門で活躍したいと思っていました。

ただ、覚悟していたとおり、最初から仕事がまわっていてもやってくるということはありませんでした。当初は細々と来た仕事を丁寧にこなしていくことを心がけました。

また、警察で許認可業務をしていたからといって、最初から仕事がスムーズだったかというところではありませんでした。警察時代には提出された書類をチェックする作業が多かったのですが、同じ書類でも、一から作成することは想像以上に手間も時間もかかるということを改めて知りました。

その上、許認可に関わるものだけでも法律は刻々と変わっていきますので、本当に正しい手続きなのか、一つ一つ確認しながら進めなければならず、当時は大変苦労しました。

警察時代には、仕事はチームで行っており、頼れる相談相手が身近にたくさんいたのですが、行政書士になった当初は、新しい仕事を進めたくてもすぐに聞ける相手が近くにいないため孤独に感じているところもありました。

そんな中、行政書士会、札幌支部にて主催の様々な会合や講座があると知り、積極的に参加させていただきました。ここで沢山の諸先輩や同期の先生方と知り合い、徐々に色々なご相談もさせていただくようになりました。

おかげで、現在は依頼のあった仕事はなんとかこなすことができるようになり、わからない時には解決方法を見つける方法が分かるようになりました。

行政書士という職業は、積極的に関われば、同業者同士、横のつながりが強く、個人事業主といえども孤独ではない、周りには頼れる方々がいるということを感じました。もし会合や講座に参加することなく、孤軍奮闘していたら、今の自分はないと思います。

3年目となった今は、徐々にですが仕事を依頼していただく機会も増え、細々ながらなんとかやっていけるようになりました。

行政書士になってわかったことは、行政書士には様々な仕事があり、勉強すればするほど、仕事の幅が広がるということです。

先輩の先生が「法律が一つ増えると行政書士の仕事一つ増える」というお話をされているのを聞いたことがあります。

また近頃、新型コロナ対策が始まってからは特に、在宅勤務やオンライン会議などの非接触型の仕事体制が浸透しました。さらには、以前からのペーパーレス化に加え、この度のはんこ文化の廃止に向けた動き等、社会情勢は刻々と変化しています。

法律や社会情勢などに常にアンテナを張り巡らせ、新たな仕事を生み出す機会はないか、アイデアを絞り出すことも必要だと思っています（なかなかアイデアは浮かばない自分がまだまだ未熟だと日々痛感しております）。

このように未開拓の分野を仕事とすることができると、行政書士の魅力の一つだと感じています。

最後になりましたが、私が大切にしていることは、人との関わりです。警察時代から、大切にしています。警察時代の友人や仕事仲間は、今でも勿論良い相談相手です。合理的が良いとされる世の中になっているような気がしますが、顧客はもちろん、同業の先生方との出会いも大切に、誠実に丁寧に関わっていきたくと思っています。

行政書士となってまだ日が浅いですが、行政書士は書類を書いてナンボ、という考えではなく、相談相手となる行政書士でいたいというのが私の目標です。もちろんそのためには、日々研鑽し、知識を増やしていくことが大前提ですが、同業の先生方との繋がりを意識して、横の広がりを持ち、食欲に新しい分野の開拓をしていきたいと思っています。

今後、行政書士会に所属されています先生方のご助言をいただく機会があるかもしれませんが、その際は是非ともよろしくお願い致します。

末筆ながら、北海道行政書士会札幌支部の今後より一層のご発展を祈念申し上げます。



兼業行政書士として～夢を叶える



会員 津幡 笑



『私、行政書士になるために生まれてきました!』と幼い時から思ってきたという方、皆様の中にいらっしゃいますか?

そういう方は、きっとかなり類い稀なのではないのでしょうか。少なくとも私は小さな頃はピアノの先生になりたいと思っていました

し、学生の頃も違った夢を持っていました。

そんな私が行政書士になったのは、大学、大学院と同期でサークルも一緒だった友人の司法書士事務所で補助者として働いている時に、相続業務を拡大したいので行政書士の資格とってみたい?と誘われ、軽い気持ちで「いいよ!」と引き受けたのが契機でした。相続業務はそれまでもポツポツとでしたが司法書士補助者として携わってきた経験があったので、資格さえとれば順調に仕事もきて薔薇色の未来があると思って、受験、合格、司法書士補助者も辞め、いざ開業となりました。

しかし、一緒に相続業務を拡大しようと言っていた友人の事務所は、結局不動産業務が忙しくなり、別の補助者さんを雇って不動産業務メインで業績を伸ばし、相続はたまに依頼が来たら受ける程度で積極的な営業はしないスタンスに。私は自分で一からお客を開拓、営業をしていかなければならなくなりました。

とはいえ、まともな社会人経験もなく無駄にプライドばかり高い私は、なかなか飛び込み営業などの積極的な営業活動もできず、また営業でアピールすべき自分の得意分野も見つけられず、たちまち食うに困る事態になりました。

そこで、それまで15年以上細々と続けてきた大学や専門学校での非常勤講師業を少々拡大し、そちらで固定給を得ながら、行政書士業務で収入がある月はある、ない月はない、といった二足のわらじ(司法書士事務所で総務・経理的な仕事も引き受けているので三足のワラジ)の生活で、なんとか今はしのいでいます。

副業という、何か主となる業務があり、それと比べて従となる業務が副業と一般的に呼ばれると思うのですが、私の場合は、自分の業務で何が主で何が副なのかを述べることができません。非常勤講師が主で行政書士が副業ですとか、またその逆ですとは断言できません。それぞれに思い入れがあり、それぞれその時その時全力で取り組み、どちらからも生活の糧を得ています。

本当は、行政書士としてこの仕事に誇りを持ち

行政書士一本で食べていっている諸先輩諸先生に憧れ、尊敬しています。そのため、この原稿を書くにあたり、私も行政書士業務に専念するために講師業を辞めて、退路を絶って本気で営業を頑張り行政書士だけで食べていくんだという決意表明で締めくくろうとも何度も思いました。

しかし、私のような兼業行政書士がいても良いのではないかと、また思うのです。

複数資格を保有し行政書士兼税理士であったり行政書士兼社会保険労務士、または他の士業である先生方もたくさんいらっしゃいます。

また行政書士と言ってもその業務内容は様々ですから、その先生の得意とされる分野から他の分野を見ると、その分野は副業的とも言えるのではないのでしょうか。例えば後見業務をメインにされている方から見るとその先生にとっては許認可業務は副業的な位置付けになるかもしれません。入管業務をメインにされている先生にとっては相続業務は副業的かもしれません。しかし、メインの業務ではないからといっても一旦依頼を引き受ければその業務には皆さん全力で取り組むでしょう。

私にとっては、行政書士業務と講師業とがたまにそのような位置付けで並行しているのです。行政書士の業務が忙しい時は睡眠時間数時間でずっと仕事をしている時もあれば、全然依頼がない時は空き時間で講義の予習をしたりオンライン授業の教材を作っています。申請していた許可が下りてお客様にありがとうございましたと言われれば嬉しいし、自分の子どもより若い学生に「先生～!」と話しかけられればやはり嬉しい。そしてどの仕事からも報酬をいただいている、それがないと生きていけません。

冒頭に述べましたように、私はまだ自分が行政書士になるために生まれてきたような人間であるとは思えません。前職までの研究成果を活かし、2021年には法律文化社から分担執筆で『18歳からはじめる知的財産法』を出版することになり、教育研究活動は続けています。

しかし、行政書士を辞めて違う仕事をしたいかということ、そうではなく、むしろ違う仕事はできないとも思います。幸い最近行政書士業務で少し忙しい時期があり、この調子で業務が拡大して、いつか『私は行政書士になるために生まれてきたような人間です!』と胸を張れるようになりたいです。

末筆ながら、この度は支部の60周年、誠におめでとうございます。記念誌発行に際しまして、このような機会をいただき本当にありがとうございました。支部の益々のご発展を祈念しております。



60周年を迎え、札幌支部に期待すること



会員 葛西 さとみ



札幌支部60周年を迎え、これから70周年に向かうにあたり、僭越ながら一会員として札幌支部に期待することを3つ書かせて頂きます。

1. 行政書士ブランドの維持

—『様々な手続きに精通し安心して相談できる身近なパートナー』—

私は、これまでこの定着した行政書士のイメージに助けられてきました。実務経験がなく不安を抱えての行政書士スタートでしたが、依頼者はいつも行政書士というだけで、一応の信頼をおいてくれていたと思います。これまで諸先輩方が構築した地域住民からの信頼という名の「下駄」を履かせてもらい仕事ができたことは、本当にありがたいと感じております。

このような好意的な職業イメージの定着には、長い時間がかかると思いますが、これは行政書士会札幌支部の個々会員の信頼の蓄積であると同時に、会員をあるべき姿に導き支援を続けてきた60年間の札幌支部の多くの活動のおかげであります。歴代の札幌支部の支部長はじめ多くの役員の皆様の活動に対し深く感謝するとともに、これからも変わらぬご指導とご支援をお願いしたいと思います。

2. Web研修の実施

—研修はWeb配信、いつでも視聴ができ、資料はデーター化へ！—

札幌は地方都市として多彩な業種が集積しており、そのため守備範囲の広い行政書士は、自分の専門以外にも幅広い知識が求められております。札幌支部の研修は専門的な実務を積んだ講師の話が聞ける貴重な機会であり、受講希望者は多いのではないのでしょうか。

しかし、残念ながら現在の決められた日時と場所に出向かなければ受講できない研修体制では、様々な事情で参加したくてもできないと、嘆いている会員が多いのではないのでしょうか。私もその一人であり、自宅や職場、外出先からWebで研修が視聴可能にならないものかと、かねてから思っておりました。コロナ禍で多くの研修や会議がWeb活用されるようになりましたが、札幌支部にも、この60周年を機として多様な条件下に置かれている会員が公平に研修に参加できるようにWeb活用をお願いしたいと思います。

3. 女性活躍推進支援

—女性行政書士はもっと増えても良いのでは？—

行政書士は圧倒的に男性が多い職業です。札幌支部では約85%が男性です。

私は、性別における職業分離はあり得るとしても、行政書士の職務内容がもっぱら男性向きであり、女性には向かない職業だとは思いません。なので、もっと多くの女性が活躍

してよい職業ではないかと思います。

これまで男性が多く、女性の会員比率が少なくとも問題にもならなかったのには、以下のような理由が考えられるのではないのでしょうか。

- ①「依頼者の多くは男性だから、行政書士も男性が多くて当然」
- ②「男性行政書士でも、女性の依頼者に十分応えられる」
- ③「そもそも、女性にはなり手がいない、希望者が少ない」

しかし、近年、女性の社会参加が進み女性の依頼者は増加傾向にありますし、多様な女性依頼者のニーズに、男性行政書士が対応できているのかは甚だ疑問でもあります。女性行政書士のなり手不足は、そもそも行政書士になるための障害が男性より女性の方が多いことが根本問題であり、この障害を除去することが重要だと思います。

行政書士試験の受験者の女性比率が男性より低いのは、大学における法律を選択する男女比、女性が家事・育児・介護を担うことによる勉強時間の確保の難しさ、家族の理解が女性は男性より得られにくいことが起因していると思われます。

更に、身近にいる行政書士は男性ばかりのため、女性にとっては目標とはなりにくい職業であることも理由に挙げられると思います。

これらの理由は行政書士に限らず、あらゆる男性優位な職業で同様の問題提起がされながらも改善されてこなかった日本社会全体の課題でもあり、そのため我国では、2015年に女性活躍推進法が施行されました。札幌支部は、同法が対象とする機関とは性質は異なりますが、千人を超える職業団体として、また女性構成員比率が極端に低い団体として、女性会員が増え活躍することを支援するために必要な行動を起こすことが求められているのではないのでしょうか。

女性は、子育て、教育、障害者、高齢者、環境、LGBT、マイノリティなどの身近な課題に相対的に目が向きやすいという傾向があると思います。女性が活躍する場が増えると地域社会の多様性を促すことにつながり、札幌支部の女性会員比率が増えることは、多様な豊かな地域作りの支援に貢献できるのではないかと考えます。

そこで、女性が行政書士として活躍することを阻んでいる障害を除去する取り組みとして、「若年女子への法教育」活動の強化と「身近なロールモデルの紹介」等の取組を行ってはどうかと考えています。若い頃から法律や規制などに興味を持ってもらい、法人や個人の様々な手続きに係る国家資格者が行政書士であることを知ってもらうことで、大学の学部の選択や職業を選択する際の一つの選択肢として行政書士をイメージしてもらえるような機会を創ることが必要だと思います。

時間のかかる地道な活動ですが、70周年の時には実を結んでいることを願い、長期的視野にたった取組を期待したいと思います。



2020年、女性行政書士は 何を思っていたか



男女平等に異議を唱えられる人はいない。でも私たち女性行政書士の多くは何かしらの違和感を持っている。初の女性支部長、と盛り上がるが、将来そんな時代もあったのかと回顧されるかもしれない。なら女性の現状を残したいとの気持ちが湧いてきた。

今回この話合いに参加された行政書士は決して女性会員の代表ではない。すべてを集約している訳でもない。ただこのような「思い」が2020年にあったことを記したい。

女性行政書士、どうでしょう

行政書士はまさに男性社会の縮図。「飲み会」・「付き合いゴルフ」・「エトセトラ」。人脈・金脈・学閥がない場合、女性だってそのビジネスルーティンに入らなければ、男性並みに仕事をし、事業を継続するのは難しい。にも拘らず、育児や介護を女性が担わざるを得ない現状では、たとえ望んでいたとしても、簡単にはそのルーティンに乗るのは難しいのが現実だ。それでも、「付き合い」を頑張った結果、他士業とのつながりができ、社長さんの信頼を得たりすることがある。異業種交流会やメンバー制の会などに参加するのも一手だが、その仕組みは夫々で、懇親会やボランティア活動も多いようで負担も大きいかもしれない。

また、「地場の中小の会社の代表はブレーンの一人は女性がいてもいいと考えている」、「税理士・社労士・行政書士の誰か1名を女性にし、女性の意見・見解を聞かれている」と感じるケースもあるようだ。また、仕事を「女性だからお願いした」と言われ感謝された経験のある人もいて、女性の存在感を何らかの形で残しているという実感もある。

業務報酬等に関しては、「給与所得で働く労働者では、正規非正規・男女間の給与格差が存在するが、行政書士の報酬は男女平等である。女性行政書士だから相場が安いということではなく、そこは国家資格者で、かつ自営業者の良い点だと感じる」。

一方、女性ならよく言えば融通が利く、悪く言えば失礼でもいいという空気がある（しょせん女）と見られ、値切られ易いと感じたとの意見もある。

役所等での対応では、「事務所の女性」と思われ、意外と親切に教えてもらった経験がある人も数人。女性担当者と『うま』が合えば、スムーズにすすむこともあるし、一方『うま』が合わない時は感情的な対応を受けることになったケースも。この辺りは女性ということや双方の年齢なども関係してくるだろう。

女性故の不平等を感じる時

女性故なのか？と思う不平等もある。以前会の事務員に「ちょっと待ってね」と言われ、萎縮してしまったことも。「男性ならこんな幼稚な対応はされなかっただろう」と思うとその時の悔しさが甦る。

テーブルの目の前にお菓子や飲み物を置かれる。「これって『女の私が配るべき』ということなんですネ」。こんな時は、「キリッと睨む」という人もいるが、笑顔で配るのが通例でしょう。コロナ禍の影響で、飲み物や食べ物を配ることが無くなり、今後これが新生活様式として定着するかもしれない。思いがけない展開に。

「くそババア」と言われ、その後謝罪もなく、周囲の注意もないため、誰も信頼できなくなったケースも。懇親会の席で「結婚しているの」としつこく言われ、辟易した経験談も。会務な

どでは「男を立てる賢い女性を求められている」と感じることも。

「男性行政書士から女性行政書士は得している」と言われたことがある人によればこれは「会務への関わり、理事、委員になりやすい」という意味なのかと後に思ったそう。これが人数合わせやお飾り目的、はたまた華を添えるための見栄えのいい人材を選りすぐっているに過ぎないと女性たちが感じることもあると男性は認識できているのか疑問だ。口にすれば、ヤッカミと思われることを危惧し声に出すことは難しい。「役員になっても1円の得にもならない、仕事は回ってこない」との声や、「役員になって日当をもらい、仕事を回してもらっているとも聞く」との声もある。

女性行政書士にとって姓変更は死活問題である。姓名が屋号として浸透している中で結婚や離婚に伴う姓の変更はあらゆる面でダメージが生じ、特に機会的にも経済的にも大きな損失を被る。この度の行政書士証票に職名の記載が入るよう法改正が行われたが、何ら問題解決にはつながらない改正内容と、また証票の変更費用は本人持ちであるとのことには落胆した。

後見人や申請代理人、遺言証人、銀行口座名義、等々行政書士としてのあらゆる業務に常について回る重大な問題であり都度どうにかならないのか強く感じている。

日行連登録委員会によれば行政書士証票は現在の姓に「かっこ書き」で職名を記載できるようになっている。これがどれだけ女性の屋号変更問題の解消につながるかは疑問であるし、男女の姓の問題解決はまだまだ先のようなうだ。

男女比はどうあるのがいいのか

現在札幌支部の会員数は1,017名で、そのうち女性は145名（令和2年11月現在）で1.5割弱である。「この業界、女性はウェルカムでな

い」と感じる人も多い。「人数はフィフティであるべき」との意見もある。

女性会員が増えるのはいいのかとの問いには、「弁護士、社労士、税理士は女性のイメージ」が浮かぶが一方で行政書士は男性のイメージが強いという。「日常にあふれる法律的相談」を受けるため、女性行政書士を増やしたい。「人数が増えることで自然と意見も主張でき、立場も変わる」と参加者の多くが賛同した。

ただ、レアであることは価値が高いことにも繋がる。言い方は悪いが、女性を前面に出してPRすることもある。「子育てとの両立」・「女性の起業」など、それが特殊故に話を聞きたい、ノウハウを知りたいとの需要も出てくる。

行政書士会に対して、『女性が活躍できる場』として女性行政書士を募るのは疑問があるとの声もあった。何故なら、そのような活躍は実際はとても困難だからだ。働きながら介護・育児を担っている女性のニーズを会はいくみ取っているのだろうか。女性も自然体で活躍できる場を提供した上で、女性行政書士の認知度を上げる作業（取組）が少ないと厳しい意見が出た。

あなたはこの職業を女性に勧めますか？

「お勧めしたい」。今の自分に満足していないから、頑張っていきたい魅力はある世界。「女性に頼んでよかった」、「あなたに頼んでよかった」と言われるのも醍醐味。

自分の娘なら、「やめた方がいい」と言いつつ、「でも『子どものタイプ』にもよりますね」。

「男性と同じ土俵で戦えるなら、頑張ってみたら・・・」と言えるでしょうか。

逆に子育て・親の介護がある場合は、時間をフリーに使える自営業（自由業）は働き方が調整できるのでお勧めです。時間の使い方を自分の責任で選択できる世界だろう。

「行政書士単独で食べてゆけるのか？自

力でやってゆけるかと悩むより女性には最初から、兼業・副業として開業すべき仕事としてお勧めしたい」。実際に周囲を見渡すと行政書士以外の社労士や税理士などの他士業との兼業や不動産オーナー、著作、セミナー講師、コンサルタントで収入を得ている先生が多い。宅建業や保険代理店もよく聞く。どちらが主でどちらが副業かはもはや問題ではなく、行政書士は自分の得意分野でシナジー効果を発揮できる可能性ある資格だと思う。

ただ行政書士試験に受かったからと言って、会社を辞めて最初から固定費のかかる事務所を構え行政書士だけで頑張ることはお勧めしない。「経験上、ゼロスタートの場合、専門分野を見つけ一定規模の顧客づくりには5年～10年かかるからだ」。

多様性を認識する

副業あり、兼業あり、家族優先、エトセトラと様々な女性行政書士がいる。女性行政書士の成功とは何か。いや、これが成功モデルと特定する訳にはいかない。人それぞれ立場や環境が違う。年収何千万円ばかりが目標・一人前行政書士ではないはず。

成功とは何だろう。そもそも成功する必要があるのか。

柔軟な思考で、自分に合った女性行政書士

像が浮かべられるか。魅力ある、そして自分に自信を持って活動できる場がある、『行政書士の世界』。そんな世界の実現に、毅然とした態度で周囲も巻き込んで行くのはどうか。女性登録者も増えるかもしれない。

社会や家庭での悩みを相談しやすい人、それが女性行政書士に求められているかもしれないし、バリバリの指南者の役割を求める人もいる。多様性を認めることが自分自身にも必要だ。

北海道会設立当時の女性会員数は不明だが、道会の会報1号の役員一覧には女性らしき氏名は見当たらず、2号の行政書士会員数は569名（全体）とあり、1.5割とすると8名程度で、実際はこれよりは少なかったと想像する。女性の姿は第20号の総会写真に女性が登場している。現在の女性会員は札幌支部145名（2020.11.24現在、北海道会213名2021.2.15現在）だ。少人数で活動されてきた時代に比べれば、私たちは恵まれた立場にあるだろう。『先達』の忍耐と努力に敬意を表し、今後及び後進に繋げて行きたい。

自分たちが直面する困難のみを嘆くのではなく、先を歩いている諸先輩や立場の違う人達の困惑や悩みを想像し、共感し、その解決の一助となれるような行政書士でありたい。

年表
1999年
1995年
1992年
1986年
1945年
男女共同参画社会基本法施行
（法務省民事局）
婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告
育児休業法施行
男女雇用機会均等法施行
女性国政参政権実現



2020.11.17（火曜）、かでの2・7にて
参加者 越智敦子 葛西さとみ 佐保田聖子 長島靖子 原田和子（五十音順）

昭和～令和

野口 哲郎

沿革 60年の歩み



会員 野口 哲郎



1 はじめに

令和3年は行政書士法が昭和26年2月22日に制定されてから、70周年の年にあたり、また、令和2年は昭和35年に札幌支部が設立されてから60周年を迎える年となりました。

古くは明治時代、行政代書人として、読み書きが出来ない方に代わって官公署へ提出する書類を代書することを仕事としてきたのが行政書士制度の起源といわれています。しかし、その後、昭和に入り行政書士法が制定されてから70年を経て、行政書士の仕事は、紙と筆で代書する仕事から、デジタル機器とインターネットを駆使し、企業の創業、許認可、補助金等の支援、経営コンサルティング全般等の中小企業支援や、外国人の入国手続き支援、個人の遺産分割協議書、契約書、財産目録、相続関係説明図等の権利義務・事実証明に関する書類の作成・支援まで非常に多岐にわたる仕事へと発展してきました。

このような中、令和元年12月頃海外から始まった新型コロナウイルス感染症流行の波が、令和2年に日本にも押し寄せてきたことにより、社会が大きな変革を余儀なくされる時代に入りました。我々行政書士もコロナ禍の中、社会の変革に対応し続けていく必要が出てきたと感じる昨今となりました。

2 コロナ禍の社会環境の変化

令和2年に入り、日本でも本格的に感染者数が増加し、令和3年1月24日現

在で、全国の感染者数は36万人を超え、北海道においても1万6千人を超えており、毎日感染者が増加傾向にあります。

こうしたコロナ禍においては、3密を避け、手洗うがい、マスク着用、アルコール消毒の徹底等、日常生活に大きな変化が起きました。

一般の企業においても、時差出勤、テレワークの推進が行われ、働き方の変革を余儀なくされました。また、政府からの外出自粛要請、時短営業要請、外国人の新規入国規制等により飲食業、観光業、旅館業、イベント業等が特に大きな打撃を受けました。

3 コロナ禍の行政書士業務

コロナ禍の状況で、政府は経済的打撃を受けた企業に対する支援として、コロナ感染症特別貸付、持続化給付金、家賃支援給付金等次々と施策を打ってきました。

これら制度の利用者に代わって申請を行う行為は、官公署に提出する書類や事実証明に関する書類の作成にあたる為、新たな行政書士の業務分野として、認知されることとなりました。まさにコロナ禍においては、業務分野が多岐にわたり新制度に柔軟に対応可能な行政書士制度により、多くの中小企業・個人事業主の支援を、我々が担っていくことが大切だと感じます。

政府の新たな施策を早急に研究し、一件でも多くの中小企業・個人事業主の支援を進めていく活動は、経営への打撃を緩和し、結果的には社会貢献の一助となる仕事であると思われます。コロナ関

連施策は電子申請によるものが多く、インターネットを苦手とする中小企業等からの依頼により支援を行う会員の方が相当数いることも聞いておりますので、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

4 コロナ禍の行政デジタル化と 行政書士業務

コロナ禍の状況で、令和2年春頃から各種許認可申請手続きが、感染防止を目的とし、対面審査は減少し、原則郵送等による申請へと変化してきています。このように原則郵送となった行政手続ですが、さらに今年に入り、各種許認可申請において法令改正により、順次、申請書類への押印義務廃止が進んできております。これは、行政手続きの円滑化を図り、行政手続きのデジタル化（オンライン化）を進めていくための布石とするためだと言われています。しかし、書面申請の現状では、押印廃止による「なりすまし」や「意思確認の不担保」等も懸念され、我々も顧客に書類内容をしっかり確認してもらった上で、押印をいただくことで、意思確認を行っていることから、今後も押印義務はなくとも、事案に応じて別途任意の確認行為等工夫が必要だと思われます。

次に、実際の行政手続きのデジタル化はどのように進んでいくのかが気になるところです。政府は、令和元年5月

31日に交付された『デジタルファースト法』により、各種行政手続きを「原則として」電子申請に統一する、とし、2022年度から建設業許可申請や経営事項審査申請も電子化される予定となっており、今後、その他の許認可申請も徐々に電子化されていくとのことでした。

今までは法律が出来ても実際にはなかなか進まないのが、デジタル化政策でしたが、先の政府のコロナ関連施策にて電子申請が主流になったように、コロナ禍により行政デジタル化の気運が高まり、今年9月に発足予定のデジタル庁の稼働が始まった後は加速度的に様々な手続きのデジタル化が進む可能性があります。今後のデジタル化の動きを注視し、デジタル化への対応に苦慮する中小企業を我々が支援できるようにならないと感じます。

5 最後に

先が見えない時代ではありますが、これまで行政書士は時代の変化に対応し、法制定後70年を経た今でも、しっかり地に足をつけて活動してきました。今後も社会情勢の変化を敏感に感じ取り、幅広い業務範囲を生かし、一件一件の顧客に必要とされる的確な提案と問題解決策の提示により、行政書士は、信頼される士業としてさらに飛躍していけると信じております。

【2020年 札幌支部の事業紹介④】

札幌支部慶弔規程・福利厚生規程

札幌支部では会員への慶弔規程・福利厚生規程を定めています。

<慶弔規程>	結婚祝金：10,000円
	出産祝金：5,000円
	死亡慶弔金：会員本人 10,000円 親族 5,000円
<福利厚生規程>	健康診断費用を補助（上限3,000円）＊条件があります

北海道行政書士会 札幌支部の60年の歩み

S：昭和 H：平成 R：令和				
暦年	年号	社 会 の 情 勢	札 幌 支 部 の 歩 み	行政書士制度の変遷等
1951	S26	○日米安全保障条約締結 ○円山動物園開園	○札幌地区行政書士会（全道）創立 会員40人	○大正9年制定の「代書人規則」を礎に「行政書士法」が施行
1952	S27	○メーデー事件 ○北海道初の民間ラジオ放送（HBC）開始		
1953	S28	○NHK テレビ放送開始 ○奄美群島返還		○日本行政書士会連合会が結成
1954	S29	○自衛隊発足 ○台風15号、青函連絡船「洞爺丸」沈没		
1955	S30	○琴似町・札幌村・篠路村が札幌市に編入 ○森永ヒ素ミルク事件		
1956	S31	○国際連合加盟 ○日ソ国交回復共同宣言		
1957	S32	○HBC テレビ放送開始 ○札幌テレビ塔完成		
1958	S33	○東京タワー完成 ○北海道大博覧会、札幌小樽（戦前、戦後を通じて日本最大の博覧会） ○藻岩山ロープウェイ運行		
1959	S34	○伊勢湾台風襲来（死者5千人） ○第1回ライラックまつり開催		
1960	S35	○新安全保障条約発効 ○カラーテレビ放送開始 ○大卒初任給 16,115 円 ○札幌市人口 615,628 人 ○全道人口 5,039,206 人 ○全国人口 93,418,501 人	○北海道行政書士会札幌支部創立 初代支部長・森口松太郎 会員44人、全道 230 人	○行政書士法改正～行政書士会及び行政書士会連合会が強制設立 ○道農倶楽部で北海道行政書士会の創立総会
1961	S36	○コカコーラ上陸 ○豊平町が札幌市に編入	○札幌支部の他、函館、小樽、空知、旭川、留萌、宗谷、網走、室蘭、日高、十勝、釧路、根室の13支部	○全道合格者 32 人 合格率 72.7%
1962	S37	○キューバ危機 ○プラモデル第一次ブーム ○十勝岳爆発	○本会の第2回定例総会で、札幌支部から会長・渡辺慶吉、副会長佐藤幸之助、同・藤山利夫が選出	○住居表示に関する法律が公布 ○全道会員 396 人 ○全国会員 5,796 人
1963	S38	○部分的核実験停止条約締結 ○ケネディー大統領暗殺 ○力道山刺殺	○会員 111 人 全道 473 人	○琉球行政書士法施行
1964	S39	○東海道新幹線開業 ○海外旅行の自由化 ○東京オリンピック開催 ○大卒初任給 21,200 円 ○札幌市人口 750,315 人	○2月25日、鉄西出張所において総会、支部規定の一部変更を決議	○行政書士法改正～実地調査の図面類作成
1965	S40	○日韓基本条約締結 ○ソ連人類初宇宙遊泳 ○エレキブーム起きる	《本会の会報から抜粋》2月20日の札幌支部総会「森口支部長以下18名出席して開催（多数遅参者あり、議事進行中でしたので正確な員数は掴み得なかったが30名前後と推定）・・・」	○会費完納の三支部（表彰規定該当）旭川支部、日高支部、十勝支部
1966	S41	○2月11日建国記念日制定 ○日本人口1億人突破 ○ビートルズ来日 ○札幌市人口 830,153 人	○5月14日、大通区出張所において、38名の出席で総会	○全道合格者 64 人 合格率 85.3% ○全道会員 554 人
1967	S42	○ヨーロッパ共同体（EC）が成立 ○ボーリング大流行 ○リカちゃん人形発売開始 ○手稲町が札幌市に編入	○5月27日、北海道警察共済会館において、30名の出席で総会	○北海道行政書士会の労務部会創立総会
1968	S43	○郵便番号制度が発足 ○東大闘争等学園紛争が激化 ○3億円強奪事件 ○大卒初任給 29,100 円 ○札幌市人口 935,902 人	○会員 179 人 全道 642 人 《本会の会報から抜粋》8月31日、豊水区出張所において、札幌陸運局登録資材係長の講義に、予想外の札幌支部会員 65 名が、暑さにめげず熱心な態度で勉強した。・・・	○社会保険労務士法の公布に伴い行政書士法の一部改正
1969	S44	○アポロ11号月着陸成功 ○日本銀行 500 円札発行 ○札幌地下鉄着工	○1月15日、札幌市林野共済会館において、札幌支部、社会保険労務士免許申請手続き説明会に85名が出席	○北海道行政書士会労務部会の発展的解散並びに北海道社会保険労務士会の創立総会
1970	S45	○日本航空機よど号ハイジャック事件 ○札幌 100 万都市宣言 ○全道人口 5,184,287 人 ○全国人口 103,720,060 人	○北海道知事から札幌支部会員2名が受賞 藤山利夫氏は、交通安全功労者として北海道社会貢献賞、犬飼竹治氏は、交通安全実践者として北海道善行賞	○著作権法が公布

1971	S46	○札幌市営地下鉄南北線開業（東京、大阪、名古屋に続いて全国4都市目） ○19階建札幌市役所本庁舎完成 ○青函トンネル着工 ○大卒初任給 46,400 円	○第2代支部長・野崎 幸 会員247人、全道 837 人	○行政書士会に法人格 ○北海道行政書士会旗入魂式 ○全道合格者 131 人 合格率 62.3%
1972	S47	○沖縄が日本に復帰 ○第11回冬季オリンピック札幌大会 ○札幌市政令都市に指定 ○大卒初任給 49,900 円 ○札幌市人口 1,099,102 人	○札幌支部長が農業委員会に、農地法に係る諸申請は、行政書士業務であり、他士業等「にせ行政書士」の排除を要請した。協力する旨の回答を得た。	○行政書士会に登録事務が移譲
1973	S48	○オイルショック物価急上昇 ○旭川医科大学設置	○札幌青年行政書士会誕生	○知事査定・本会に単年度特別補助金 300 万円交付
1974	S49	○三菱重工ビル爆破事件 ○北海道神宮放火事件	○北海道行政書士会札幌支部規則変更 ○北海道行政書士会札幌支部政治連盟規約発効 ○会員 372 人 全道の 35.8%	○昭和49年度の運営方針に「職域の確立」をあげた。
1975	S50	○ベトナム戦争終結 ○3億円事件時効成立 ○北海道警察本部爆破事件 ○大卒初任給 89,300 円 ○札幌市人口 1,240,613 人 ○全道人口 5,338,206 人	○第3代支部長・佐々木四郎 会員381人、全道 1,065 人	○北海道自由業団体連絡協議会発足 ○全道合格者 177 人 合格率 66.2%
1976	S51	○民法改正、婚氏続称 ○ロッキード事件 ○札幌市営地下鉄東西線開業 ○大卒初任給 94,300 円 ○札幌市人口 1,275,548 人	○昭和51年度の9月末現在の会費納入状況 14支部の平均 40.1%、札幌支部 40.7% 最高支部・日高 58.7%、最低支部 34.3%	○本会の収支予算 49,934,000 円
1977	S52	○日本赤軍日航機ハイジャック事件 ○有珠山噴火 ○王貞治氏 756 号ホームラン	○法規委員会設置の検討 ○会員 385 人、全道 1,116 人	○月刊行政ほっかいどう第 100 号発刊
1978	S53	○日中平和友好条約調印 ○新東京国際空港開港（現・成田国際空港） ○大卒初任給 105,500 円 ○札幌市人口 1,333,713 人	○1月21日、都市会館において「車庫証明業務取扱い」を主題とした、札幌支部臨時総会（出席者 218 名） ○札幌支部事務所移転～北1条西19丁目1番地・新築伊藤ビル ○事務局職員の常駐体制 事務局員・末廣千代子 ~54.8 秋山淑江 ~56.8	○農林省が農林水産省と省名変更 ○全道合格者 285 人 合格率 47.9%・本会女性事務局員合格
1979	S54	○東京サミットが始まる ○「ドラエもん」放送開始 ○「小樽運河」保存強行採決	○昭和53年度の決算 収入 4,069,433 円 支出 3,250,787 円 ○第4代支部長・伊藤正敏 会員443人、全道 1,265 人 事務局員・関根清 ~55.3 渡辺繁 ~55.4	○全道合格者 248 人 合格率 33.8%
1980	S55	○イラン・イラク戦争勃発 ○自動車生産台数世界第1位 ○銅路湿原が日本初のラムサール条約登録 ○モスクワ夏季五輪日本ボイコット ○札幌に中国総領事館	○札幌支部主催、雇用保険等の申請手続き、講師・札幌公共職業安定所雇用促進適用課長（受講者 101 名） 事務局員・柳沢エミ子 55.6~55.8 川向三枝子 55.9~55.9	○行政書士法改正～提出手続代行、相談業務 ○税理士法改正による行政書士業務分野の縮小
1981	S56	○内閣「常用漢字表」告示 ○北炭夕張新鉱大惨事 ○北海道の最低賃金 日額 2,866 円、時給 359 円	○会員500人突破、全道 1,419 人 ○事務局を丸二羽柴ビルに移転 札幌市中央区北1条西8丁目 事務局員・吉田真由美 ~57.12 光内芳枝 ~59.10	○日本行政書士政治連盟結成 ○全道合格者 239 人 合格率 33.9% ○全国会員 18,516 人
1982	S57	○500 円硬貨の発行 ○北炭夕張炭鉱の閉山 ○大卒初任給 127,200 円 ○札幌市人口 1,463,076 人	○札幌・雪印健保会館において、弁護士による民法総論研修会 通知人員 517 名、受講者 61 名 ○日本行政書士政治連盟北海道支部札幌分会規約の施行	○昭和57年度の基本方針は、行政書士の地位の向上、会員の和と団結、健全財政の保持とした。
1983	S58	○大韓航空機サハリン沖墜落 ○東京ディズニーランド開園 ○大卒初任給 132,200 円	○第5代支部長・後平邦彰 会員517人、全道 1,416 人 ○札幌支部が市民無料相談コーナー開設 ○札幌支部、運輸・交通部会（仮称）の発足 事務局員・宮崎寿子 58.2~58.4	○行政書士試験の国家試験への移行 ○行政書士会への登録即入会制への移行 ○全道合格者 151 人 合格率 21.9%
1984	S59	○グリコ・森永事件 ○1万円、5千円、千円の新札発行 ○大卒初任給 135,800 円 ○札幌市人口 1,519,764 人	○エルム会館において、新入会員研修 通知人員 104 名、受講者 22 名 事務局員・本間裕子 ~61.6	○行政書士マークの使用～特許庁に登録してある「登録商標」をもとに新しいマークを策定
1985	S60	○日本航空機墜落事故 520 人死亡 ○余市町出身毛利衛氏が宇宙飛行士就任	○法友会設立（任意会のさががけ） ○行政書士運輸協力会設立	○各単位会の登録事務を日行連が一元化

S：昭和 H：平成 R：令和				
暦年	年号	社 会 の 情 勢	札 幌 支 部 の 歩 み	行政書士制度の変遷等
1986	S61	○ソ連チェルノブイリ原発事故発生 ○第1回アジア冬季競技大会（札幌市で開催） ○男女雇用機会均等法施行 ○大卒初任給 144,500 円 ○札幌市人口 1,566,871 人	○教育文化会館において、弁護士によるクレジット被害の法律知識研修会 通知人員 598 名、受講者 47 名 ○水曜会創立 事務局員・高橋道子 ~H2.3	○札幌市内の公証人役場～札幌、知事公館前、札幌中、南一条
1987	S62	○国鉄民営化、JRに ○北海道マラソン初開催	○第6代支部長・佐藤良雄 会員591人、全道1,586 人 ○札幌教育文化会館において、新入会員研修 通知人員 65 名、受講者 21 名 ○札幌教育文化会館において、自動車登録のOCR 化研修会 通知人員 594 名、受講者 74 名	○全道合格者 97 人 合格率 12.4% ○全国会員 34,466 人 男 32,368 人 女 2,098 人
1988	S63	○東京ドーム完成 ○青函トンネル開業 ○新千歳空港開港 ○札幌市営地下鉄東豊線開業	○遺言・相続センター（仮称）の創設と会員の募集	○本会の収支予算 113,188,000 円
1989	H1 (S64)	○第 44 回国民体育大会冬季大会（札幌市・他） ○第 25 回全国身体障がい者スポーツ大会（北海道） ○中国天安門事件 ○ベルリンの壁崩壊 ○手塚治虫、美空ひばり死去 ○大卒初任給 160,900 円 ○札幌市人口 1,645,095 人	○北海道の休日に関する条例の施行 5 月 21 日から毎月第 2 及び第 4 の土曜日は閉庁 ①建設業許可の更新においては、第 2 及び第 4 土曜日が有効期限日となる場合は、前日の金曜日までに手続き ②税金等の申告、納付の場合は、特に条例、規則に定めのない場合は、休日の翌日が期限日 ○東京視察研修～札幌支部会員と補助者職員総勢 8 名により挙行	○申請取次行政書士制度が発足 ○全道合格者 84 人 合格率 9.7% ○全道会員 1,523 人 ○全国会員 34,769 人
1990	H2	○東西ドイツ統一 ○第 2 回アジア冬季競技大会（札幌市） ○バブル経済崩壊 ○択捉島参実現 ○全道人口 5,643,647 人	○札幌支部と東京都行政書士会千代田支部（135 人）と姉妹支部提携の調印式（千代田区産業会館） ○囲碁愛好会の初手合わせ開催 事務局員・広沢寿美子 ~H5.5	○行政書士法制定 40 周年記念式 ○全道合格者 78 名 合格率 7.9% ○全道会員 1,500 人
1991	H3	○湾岸戦争勃発 ○大卒初任給 179,400 円 ○札幌市人口 1,694,988 人	○第7代支部長・宇野雄一郎 会員583人、全道1,511 人 ○申請取次行政書士の誕生 ○出入国事務手続研究会発足	○全道合格者 102 人 合格率 9.6% ○全国会員 34,848 人
1992	H4	○第 1 次PKO派遣 ○第 1 回 YOSAKOI ソーラン祭り開催	○札幌地区四士業合同監察協議会規約発効 ○札幌支部初の外国人無料相談会（札幌国際交流プラザ）	○新法借地借家法施行 ○全道合格者 94 人 合格率 7.3%
1993	H5	○ヨーロッパ連合（EU）発足 ○皇太子が小和田雅子さんと結婚（現・天皇、同妃） ○釧路沖地震、北海道南西沖地震発生 ○大卒初任給 190,300 円 ○札幌市人口 1,728,466 人	○総会が、意見対立と激論交錯の末、一部会員の退出により流会。 7月の再開総会では、役員選出議事途中で総辞職を宣言退場、その後議事が進み午後 7 時過ぎに閉会 ○第8代支部長・米田俱實 会員586人、全道1,474 人 ○札幌支部主催シンポジウム 市民講座「人と車社会」（ホテル） ○「札幌支部だより」から「ソリスターさっぽろ」に改題（第 50 号） ○会費 12,000 円から 6,000 円に改正 ○行政書士業務研究会設立 事務局員・今野五月 ~H9.8	○行政文書 A4 版統一 ○行政書士徽章規則制定 ○全道合格者 138 人 合格率 10.1% ○全国会員 35,273 人 ○「ソリスター」とは、イギリスの事務弁護士で、日本の行政書士に近い。
1994	H6	○北海道東方沖地震発生 ○オウム真理教松本サリン事件 ○北海道最低賃金～日額 4,575 円、時間額 572 円	○札幌支部遺言・相続執行業務研修会 講師・神奈川会会員・南恵一氏 受講者は他支部を含め 100 名有余 ○収支予算 1,268 万円	○行政手続法施行 ○行政北海道 200 号記念 ○北海道建設関係行政書士協議会設立
1995	H7	○阪神大震災 ○地下鉄サリン事件 ○大卒初任給 194,200 円 ○札幌市人口 1,757,025 人	○新年交礼会では、1 月 17 日早朝の「兵庫県南部地震」の罹災者支援募金が行われた。 ○第9代支部長・小野 廣 会員582人、全道1,442 人 《支部会報の編集後記から抜粋》 監獄部屋のような小さな部屋・・・ 窓を開ければ排ガスと喧噪、たばこの煙・・・。クーラーが導入されちょっぴり快適な編集作業、禁煙にしたい。会員諸氏来て見て・・・	○全道合格者 87 人 合格率 8.1% ○全国会員 35,509 人 ○札幌市行政手続条例を施行
1996	H8	○北広島市、石狩市誕生 ○JFL サッカー「コンサドーレ札幌」設立	○北1条通り道路拡幅工事のため、事務局一時移転・南2西10ジムテル210	○有限会社全行団設立 ○任意会・北海道運輸関係行政書士協議会設立
1997	H9	○消費税 5% スタート ○札幌市大通証明サービスコーナー開設 ○北海道拓殖銀行、山一證券経営破綻 ○大卒初任給 193,900 円 ○札幌市人口 1,791,221 人	○11 月 4 日、札幌市豊平区から分区により清田区が新設のため、関係支部会員の変更登録申請手続き ○「ソリスターさっぽろ」から、「札幌支部だより」に戻る（第 63 号） ○札幌支部会費 0 円となる。 事務局員・夏堀加奈恵 ~H10.3	○行政書士法第 1 条として目的規定が創設 ○任意会・北海道在留手続協議会に社会公益賞 ○北海道行政書士会ホームページ開設

1998	H10	○和歌山毒物カレー事件 ○郵便番号 7 桁変更 ○長野冬季五輪開催 ○札幌テルメ倒産 ○北海道国際航空新千歳羽田間就航 ○希望ナンバープレートの実施	○札幌サンプラザにおいて、札幌支部パソコン研修（導入編、実践編、発展編）講師は支部会員 3 名 - 事務局員・川口真澄 ~H13.6	○全道合格者 32 人 - 合格率 3.3%
1999	H11	○東海村国内初臨界事故 ○苫小牧東部開発破綻 ○大卒初任給 196,600 円	○第 10 代支部長・板垣俊夫 - 会員 559 人、全道 1,350 人 ○札幌支部「経理規程」実施 ○札幌支部「旅費規程」実施	○全道合格者 17 人 - 合格率 1.6% ○全国会員 35,393 人
2000	H12	○有珠山 23 年ぶりに噴火 ○一般貸切旅客運送事業が免許制から許可制 ○2 千円札発行 ○大卒初任給 201,389 円 ○札幌市人口 1,822,368 人 ○全道人口 5,683,062 人	○北海道行政書士会札幌支部運営規程施行（従前の札幌支部運営規程廃止） ○札幌支部「役員選出規程」施行 ○札幌支部組織体制の改革（6 部制から総務、財務、監察広報、業務企画の 4 部制） ○札幌支部会報（札幌支部だより）、B5 版から A4 版（第 77 号）に変更	○行政書士試験の自治事務化と受験資格の廃止 ○財団法人行政書士試験研究センター設立 ○成年後見制度スタート
2001	H13	○行政書士制度 50 周年記念郵便切手発行 ○アメリカ同時多発テロ事件 ○東京デズニシー開園 ○札幌ドーム開業	事務局員・伊瀬佳子 ~H14.11	○行政書士法改正～行政書士証票導入 ○電子契約法施行 ○全道合格者 201 人 - 合格率 10.11% (全国 6,691 人 10.96%)
2002	H14	○北朝鮮から拉致被害者 5 人が帰国 ○ e-japan2002 プログラム（電子政府、電子自治体） ○日韓共催ワールドカップサッカー	○江別行政書士連絡協議会発足 - 事務局員・渋谷朋子 ~H28.6	○行政書士法一部改正「代理権」規定の施行
2003	H15	○イラク戦争勃発 ○十勝沖地震発生（震度 6 弱） ○ SARS（重症急性呼吸器症候群）世界的大流行 ○ JR タワー開業 ○大卒初任給 201,300 円	○第 11 代支部長・篠原賢吾 - 会員 594 人、全道 1,404 人 ○ ISO・Web・コンサルティング社との協働化事業に調印 ○新入会員向「初級簿記会計講座」スタート	○行政書士法人制度の創設 ○個人情報保護法が成立 ○全道の合格者 71 人 - 合格率 2.5% ○全国会員 36,417 人
2004	H16	○手稲警察署開設（札幌市内 9 丁目） ○老万両・五千円・千円新札発行 ○北海道日本ハムファイターズ本拠地札幌ドームに移転 ○駒大苫小牧高校夏の甲子園で北海道勢初優勝	○札幌支部研修制度検討委員会の発足 ○実務専門講座検討委員会「産業廃棄物実務研修」スタート ○札幌市は職務上請求書のみで受付（市の請求書記載は不要）	○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の成立 ○「北海道行政書士会暴力団等排除対策協議会」発足 ○マスコットキャラクター「たくまくん」命名
2005	H17	○知床が世界遺産に登録 ○ JR 福知山線脱線事故 107 人死亡 ○建物構造計算書偽造問題発覚 ○全道人口 5,627,737 人	○札幌支部「個人情報の保護に関する方針」の制定	○軽自動車にも希望ナンバー制を導入 ○使用済自動車にかかる自動車重量税廃止還付制度の導入
2006	H18	○携帯電話番号ポータビリティ制度開始 ○北海道日本ハムファイターズ日本一 ○佐呂間竜巻 9 人死亡 ○夕張市財政破綻	○札幌支部会報（さっぽろ支部だより）100 号の発行	○緊急特別委員会の設置～本会や北海道知事に対する措置請求事案が増加しているため、迅速な調査、報告に対応する。
2007	H19	○郵政民営化がスタート ○大卒初任給 198,800 円 ○札幌市人口 1,894,344 人	○三支部合同研修会の復活（空知が脱会後、旭川が加入し小樽、札幌） ○北海道行政書士会札幌支部規則実施（従前の札幌支部規則は廃止）	○本会の夕張市民応援事業開始 ○日本行政書士会連合会中央研修所を設置
2008	H20	○北海道洞爺湖サミット ○後期高齢者医療制度（75 歳以上）が始まる ○生活保護費 2 億円搾取事件（滝川市の夫婦） ○北洋銀行・札幌銀行合併	○札幌支部会員交流会第 1 回開催	○行政書士業務に関する聴聞・弁明手続の代理
2009	H21	○裁判員制度スタート ○丸井今井が札幌地方裁判所に民事再生法の適用申請 ○新型インフルエンザ感染者が日本初確認 ○大卒初任給 208,306 円 ○札幌市人口 1,904,278 人	○第 12 代支部長・宮元 仁 - 会員 706 人、全道 1,492 人 ○北海道行政書士会札幌支部地区連絡会規則施行	○行政書士 ADR センターの設立 ○全道合格者 155 人 - 合格率 6.34% ○全国会員 39,846 人 - 男 35,443 人 女 4,403 人
2010	H22	○サッカー W 杯南アフリカ大会日本ベスト 16 ○日本年金機構発足 ○ 14 支庁を 9 総合振興局・5 振興局に再編 ○札幌市人口 1,913,545 人 ○全道人口 5,506,419 人 ○全国人口 128,057,352 人	○副支部長を 5 名以内とする支部規則の改正 ○第 3 回札幌支部会員交流会は、前回までのボーリング大会から、余市町、積丹神威岬への日帰りバス旅行になった。余市宇宙記念館、ニッカウキスキー余市醸造所等見学	○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター設立 ○コンビニでの住民票等の公布 ○行政書士北海道 NO300 記念号発行

S：昭和 H：平成 R：令和				
暦年	年号	社 会 の 情 勢	札 幌 支 部 の 歩 み	行政書士制度の変遷等
2011	H23	○東北地方太平洋沖地震により東京電力福島第1原子力発電所で電源喪失 ○初の原子力緊急事態宣言が発出 ○大卒初任給 202,000 円 ○札幌市人口 1,915,542 人	○北海道行政書士会 60 周年特別企画（札幌市民ホール） 第 1 部～札幌支部 50 周年記念事業（会員による「音楽のひとつ」） 第 2 部～特別記念講演（講師・作家浅田次郎氏）	○日行連会長会において暴力団等排除に関する決議 ○全道合格者 151 人 合格率 6.47%
2012	H24	○東京スカイツリー開業 ○北海道日本ハムファイターズ栗山英樹氏監督就任	○札幌支部50周年記念誌の発行（11 頁建）	○第 53 回定時総会は、札幌市以外では昨年の函館市に続き、帯広市で開催した。
2013	H25	○富山世界文化遺産登録 ○暴風雪、車立往生 9 人死亡（中標津町、湧別町他）	○行政書士記念日に、行政書士 0(ゼロ)地区の新篠津村自治センターにおいて、村民対象に支部会員を講師とした「誰でもわかる遺言相続の話」と題してセミナー ○第 13 代支部長・荒木 徹 会員 792 人、全道 1,648 人 ○北海道女性行政書士の会設立	○全道合格者 169 人 合格率 8.9% ○全国会員 43,396 人
2014	H26	○消費税 5%から 8%へ ○石狩、空知、胆振地方初の大雨特別警報	○支部長選挙手続準則施行 ○札幌支部会報にキャラクター誕生「さっぴよん」	○行政不服申立ての代理権付与 ○北海道と「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」を締結
2015	H27	○マイナンバー制度開始 ○札幌市電ループ化	○北海道行政書士会札幌支部慶弔規程施行	○特定行政書士制度がスタート
2016	H28	○北海道新幹線開業 ○札幌市白石区複合庁舎オープン	○札幌市奨学基金に寄付・行政書士記念日の事業 事務局員・角山澄華 -R2.5	○社会福祉法改正～社会福祉法人制度の改革
2017	H29	○札幌市アジア冬季大会開催 ○北朝鮮ミサイル発射、北海道上空通過	○札幌支部設立55周年記念セミナー（講師・札幌商工会議所名誉会頭・高向巖氏） ○札幌支部 55 周年記念誌の発行（3 頁建） ○第 14 代支部長・酒匂桂子 会員 913 人、全道 1,753 人（全道会員の 52%） ○理事会開催直前の「部長会」スタート	○法定相続情報証明制度がスタート ○北海道と「災害時における相談業務の応援に関する協定」を締結 ○全道合格者 203 人 合格率 15.3% ○全国会員 46,442 人（札幌支部会員 2%）
2018	H30	○北海道胆振東部地震発生（厚真町震度 7、41 人死亡） ○大谷翔平氏メジャーリーグ最優秀新人賞	○札幌支部福利厚生に関する規程施行 ○健康診断受診補助制度のスタート ○札幌支部任意会活動支援実施規程施行 ○任意会育成補助金の申請第一号「北海道女性行政書士の会」 ○札幌支部と㈱NTTタウンページの業務委託契約（札幌市民泊総合窓口） ○札幌市特定創業支援等事業「行政書士による創業塾」スタート ○「お役立ちハンドブック」の発行 ○札幌支部会報「第 150 号」発行	○民法相続編の改正法等成立 ○住宅宿泊事業法施行 ○たくまくん着ぐるみお披露目 ○全道合格者 130 人 合格率 10.3%
2019	R1 (H31)	○令和に改元（憲政史上初の生前退位） ○消費税が 10% ○ラグビーワールドカップ日本大会札幌開催	○4 部制から 6 部制に移行（総務、財務、監察広報、綱紀法務、事業企画、研修） ○札幌支部相談窓口の開設 ○「かわらばんさっぽろ」40 号の発行	○出入国在留管理庁の新設 ○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行 ○全道合格者 140 人 合格率 11.1% 全国合格者 4,571 人 合格率 11.5%
2020	R2	○新型コロナウイルス感染症の拡大緊急事態宣言 ○アイヌ文化復興拠点ウポボイ（民族共生象徴空間）白老町にオープン ○「受動喫煙ゼロ」実現を目指す北海道受動喫煙防止条例施行 ○2020 年東京オリンピック（第 32 回オリンピック競技大会）は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて 1 年延期 ○11 月 20 日の河野国家公務員担当大臣の閣議後の発表「国家公務員の管理職に占める女性の割合が過去最高になった。」、「指定職 4.4%、課長相当職 5.9%」、「目標には届かず」との概要	○公開新春セミナー「家族信託」 講師・弁護士、会員・梁田真也氏（参加・一般、団体職員、他士業） ○広報ツール・第 1 回パフォーマンスコンテスト ○令和 2 年度定時総会は、書面決議による総会 ○札幌支部と札幌市及び札幌市私立保育園連盟との「子ども・子育て支援法の事務負担に関する連携協定」を締結 ○会員 1,022 人・法人 19 (12 月末) 男 872 人 女 150 人 女性会員 17.2% 女性役員 50% ○政府の女性管理職 3 割目標は、2030 年に延期 企業平均 7.8% ○全道 1,877 人・法人 26(12 月末) 男 1,664 人女 213 人 (12.8%) (札幌支部会員は全道会員の、54.7%) 事務局員・神田奈津子	○自筆証書遺言保管制度スタート ○全国会員 49,708 人 男 42,376 人 女 7,332 人 (女性会員 17.3%) (12 月末) (札幌支部会員は全国会員の 2.1%) ○札幌市人口 (9.1) 1,973,432 人 ○全道人口 (9.30) 5,237,591 人 ○全国人口 (6.1) 1 億 2585 万 8 千人 (日本人人口 1 億 2337 万人)
○ 2021 年 2 月 22 日 行政書士制度 70 周年（1951 年・昭和 26 年 2 月 22 日、行政書士法公布、同年 3 月 1 日同法施行）				

編集後記

記念誌担当者

方向性や嗜好のバラバラな4名のメンバーによる編集会議のスタートは喧々諤々だった。それは支部長の期待に応える、否、会員の皆さまに読んでいただけるものを作り上げたいとの思いそのものだったと信じたい。その熱量を使い果たし、今は静寂に。制作にご協力頂いた方々に心よりお礼を申し上げ、ここまで読み進めてくださった皆さまに感謝致します。

事実は数えきれないほど存在し、見る角度によってその評価は変わる。数字のデータでさえも同様だということは周知ですが、記念誌の内容に偏りがいないか、最後まで気になるところです。

(班長 越智敦子)

本記念誌を通して何かしらの行政書士像が浮かばれたでしょうか。行政書士といっても今は個人事業主も法人社員も、また使用人行政書士もいれば多くの職員を抱える大企業経営者もいます。他士業兼業も含め、行政書士業以外の事業や労働をしている方も多いでしょう。開業当初抱いた個人開業かつ専門の行政書士は一部の姿で、私の中の「よくわからないけど独立した偉い先生」像はもはや過去の姿となりました。知識だけを問う試験に受かることで得た「国家資格」ですが、諸先輩方の実績含めこの資格に付随する社会からの圧倒的信頼、壊さないようにしたいと思います。

(長島靖子)

記念誌の「沿革」を担当して、1951年からの調査は自分の人生を「なぞる」ようなものでした。

1968年、自治体に勤務し、「自治六法全書」を勉強した実力試しに行政書士試験を受験して合格しました。

当時は、憲法の前文をはじめ第1条から第103条までを丸暗記し、人前で披露して自慢したもので今思うと赤面です。

その行政書士試験の全道の合格率を調べると、1966年は85.3%、1971年は62.3%、それが1979年には33.8%、1987年12.4%、1999年には合格者17人で1.6%になりました。

2003年2.5%、2011年6.47%、2019年は11.1%(全国11.5%)です。

年々、社会構造が複雑多岐にわたるため試験内容が高度になっています。

この難関を突破した皆さんは、まさに「頼れる街の法律家」として、誇りを持つべきだと思います。

(中山嘉美)

行政書士登録してから15年が経ちまして、これまでに札幌支部50周年記念誌及び60周年記念誌の制作に関与させていただきました。その際、歴史を紐解いてくなくて、我々が日々あたりまえに業務を行っているのは、諸先輩方のご苦勞があった事と、その都度痛感致します。昨今、新型コロナウイルス感染症の影響により、官公庁等では対面制限がなされ、関係各所との打ち合わせにはweb会議が広く使われるようになり、各書類への押印廃止が広まるなど、社会全体に急速な変化が訪れております。これにより、行政書士業務にも大きな転換期が訪れていると感じます。私も諸先輩方を見習い10年後、20年後に繋がるように、微力ながら尽力して参ります。

(長谷川征輝)

沿革調査・作成協力

記念誌の世界・日本・北海道・札幌市・札幌市近郊市町村の「沿革」を担当させて頂きました。60年前からの歴史を振り返ることによって、様々な世の中の出来事を思い出し改めて心に刻むことができました。また、行政書士会札幌支部の沿革も見まして、会員数の増加の速さに驚くと同時に、行政書士会の著しい発展を感じました。

時の流れは速く、忘れてはならない出来事を忘れがちになります。そのような中、風化させてはならない歴史的事実を60周年記念誌上に残すことが、行政書士会全体の更なる発展に繋がっていくものと感じました。

(横内哲也)

北海道行政書士会札幌支部 60 周年記念誌

発行日 令和 3 (2021) 年 3 月 29 日

発行人 酒匂 桂子

編 集 札幌支部 60 周年記念事業ワーキンググループ 記念誌班

発 行 北海道行政書士会札幌支部

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 丸二羽柴ビル 4 階

TEL : 011-271-0773 FAX : 011-271-6126

印刷所 株式会社 松寿

札幌Area

